

中東・アフリカ知財概況

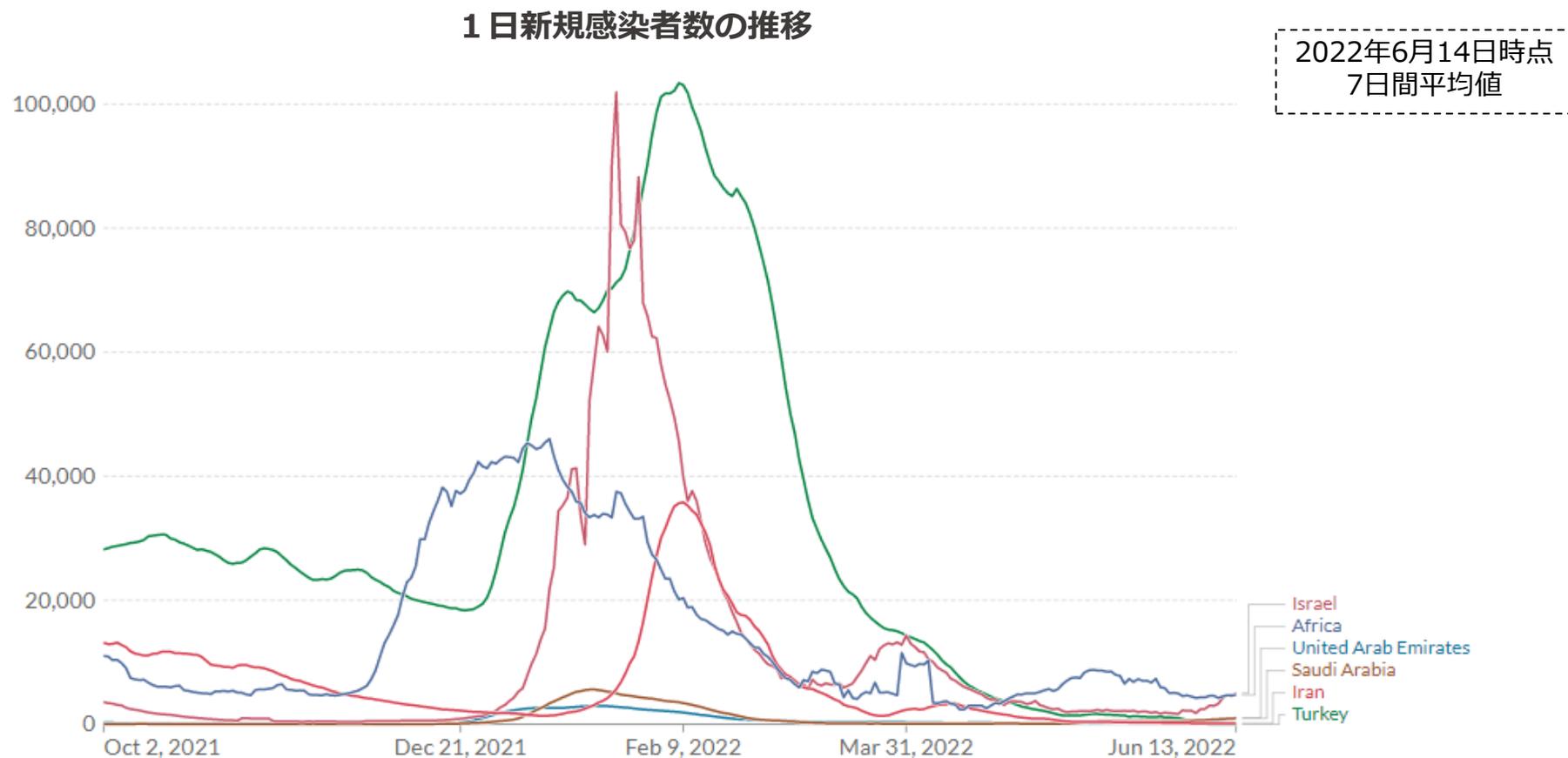
2022年6月17日（金）

日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所 知的財産権部

関 景輔

中東・アフリカ地域の新型コロナウイルス感染症の状況

- 中東、アフリカ地域ともに新規感染者数はピークアウト。



本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- 地図やデータで見る中東・アフリカ
- 日系企業から指摘される課題

2. 各地域の知財トピック

- 中東地域
- アフリカ地域
- 両地域の模倣品問題

3. 現地日系企業との活動・知財情報

中東・アフリカ地域の区分け

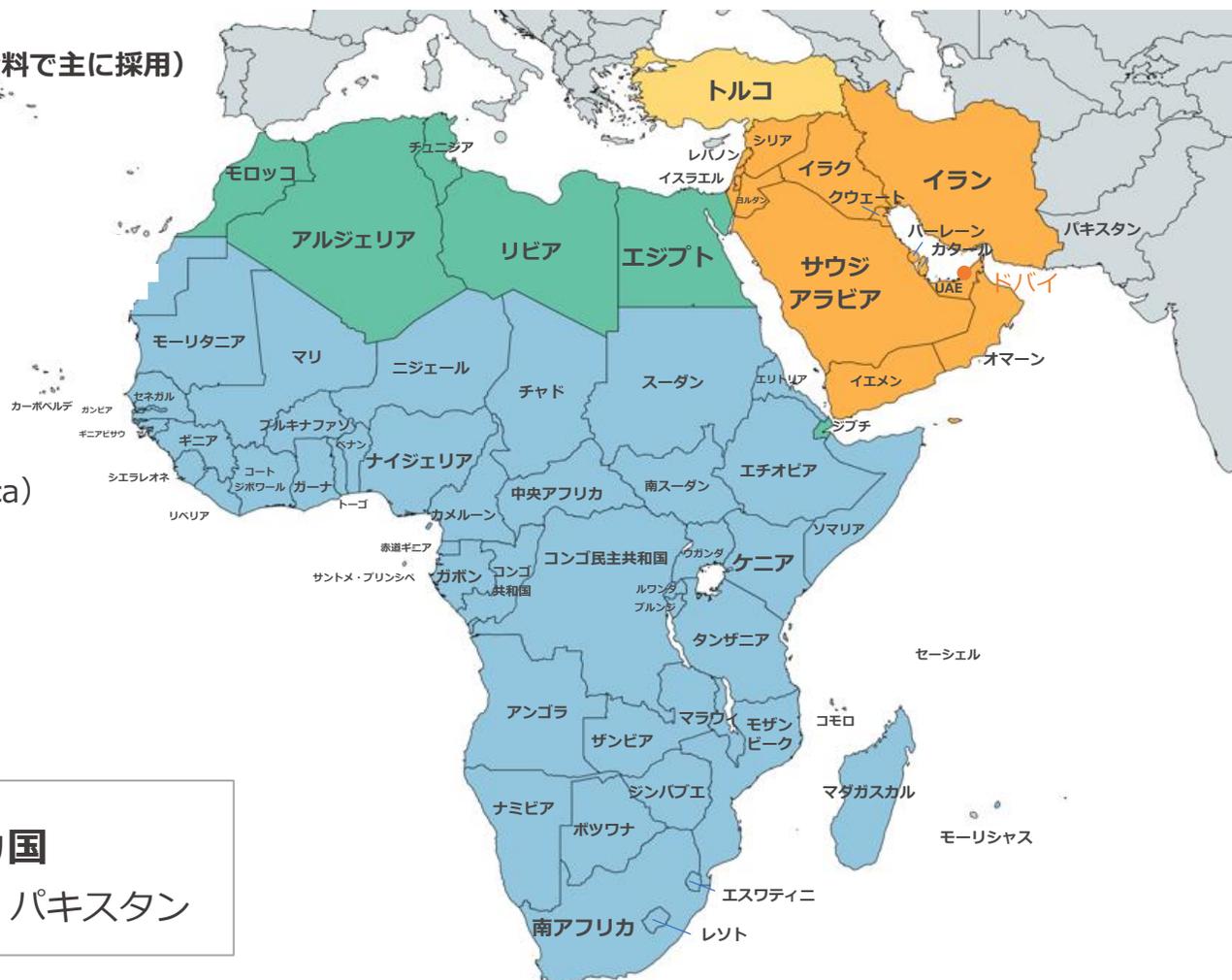
- 中東の定義は多様。中東とアフリカの区分けは、おおまかに二通り。

アフリカ大陸での区切り (本資料で主に採用)

- 中東地域
- アフリカ大陸

サハラ以南での区切り

- 中東・北アフリカ地域
(MENA: Middle east and North Africa)
- サブサハラ (Sub Sahara)



JETROドバイ管轄 約 **70**カ国

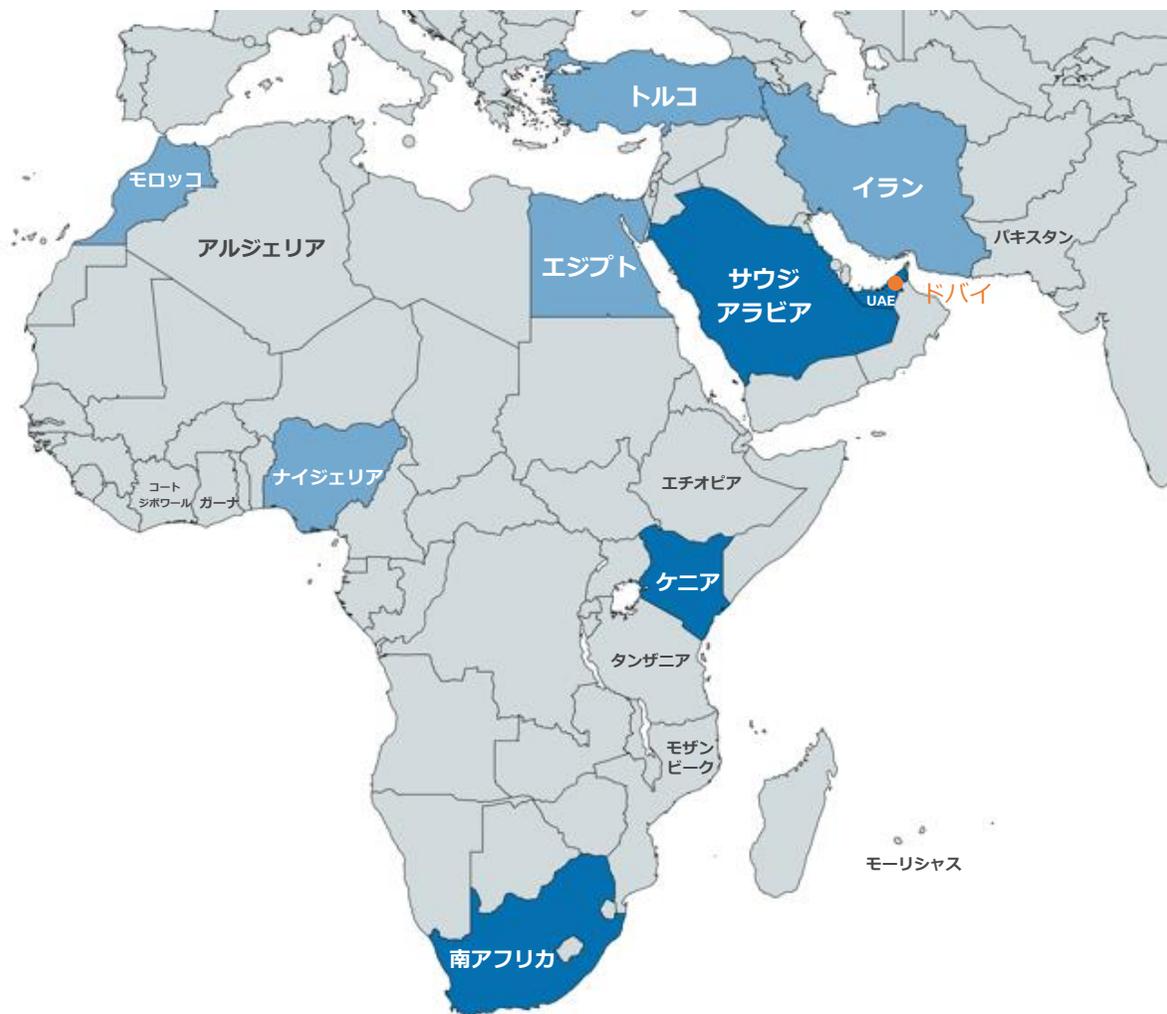
中東 (イスラエル除く)、アフリカ、パキスタン

中東・アフリカで特に着目すべき国

- 中東では、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、イラン、トルコ。
- アフリカでは、ケニア、南アフリカ、モロッコ、エジプト、ナイジェリア。

観点

1. 日本企業の進出国（製造・販売拠点）
2. 経済規模・イノベーション環境
3. 知的財産の出願数
4. 模倣品の流通



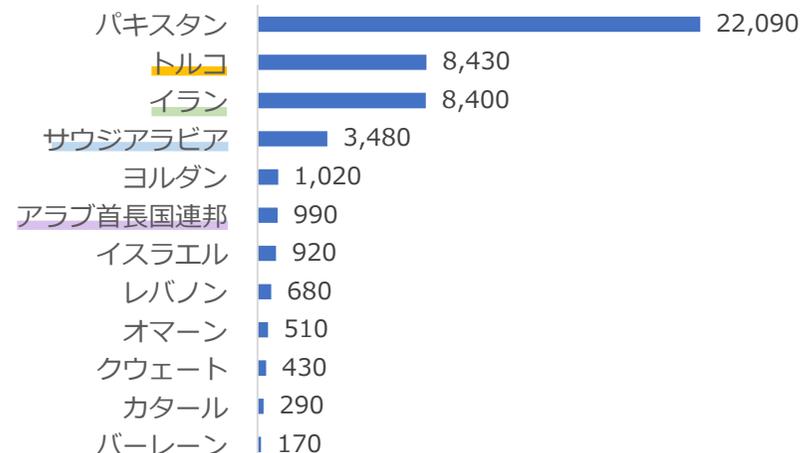
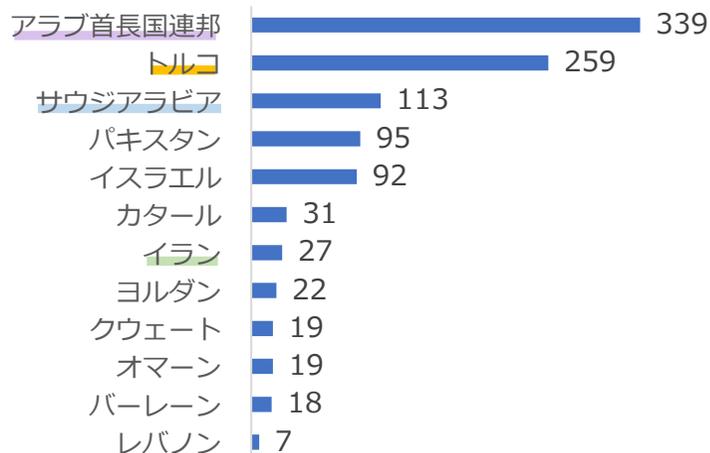
中東・アフリカの日系企業進出状況・人口

- 中東・アフリカともに、経済規模の大きい国は対人口比で日本企業が多い。

日系企業進出数

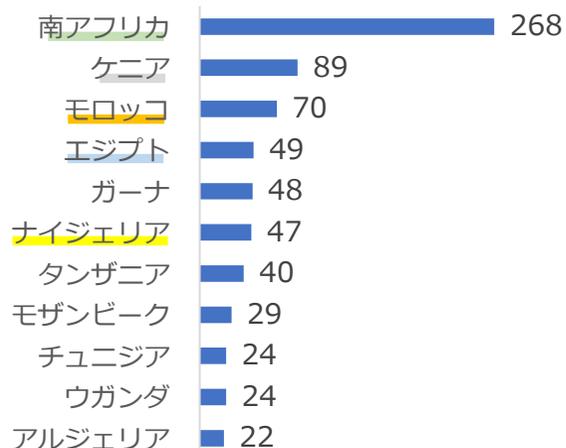
人口 (万人)

中東



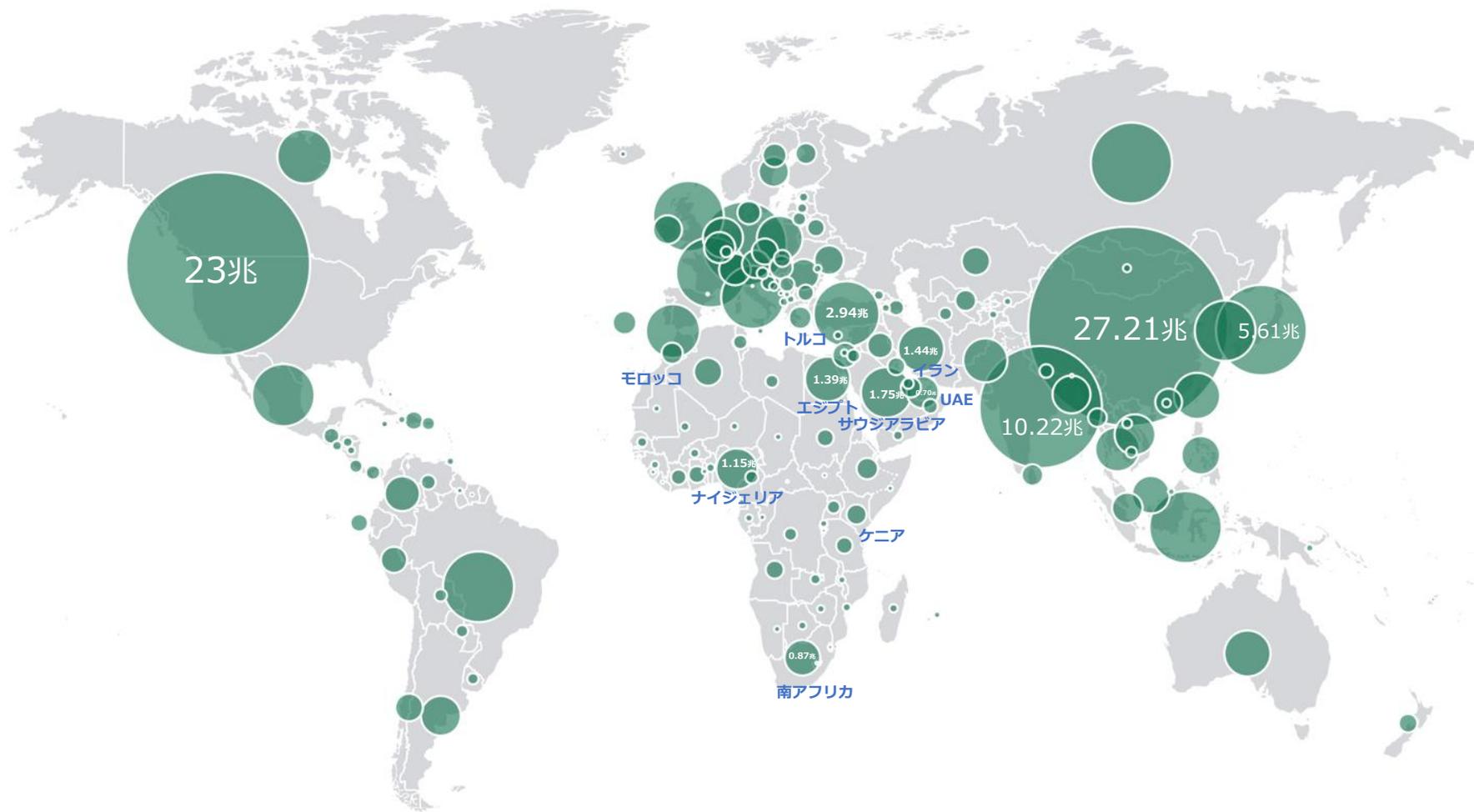
注：イラク、シリア、アフガニスタンは非公開

アフリカ



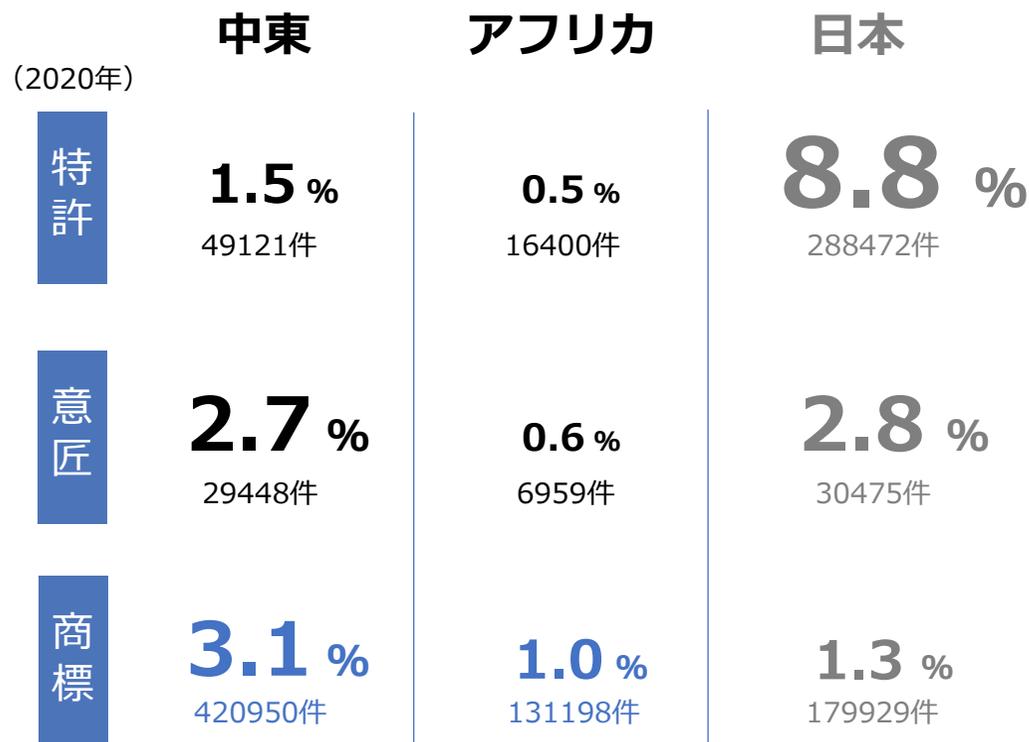
中東・アフリカ地域のGDP（2020年）

- 経済規模の大きい国は、中東地域で、トルコ、サウジアラビア、イラン、UAE。
- アフリカでは、エジプト、ナイジェリア、南アフリカ。



中東・アフリカへの出願件数が世界全体に占める割合

- 中東・アフリカともに、商標の割合が特許よりも多い。
- 日本と比較して、特許や意匠の件数は少ないが、商標の件数は匹敵。



中東：以下の合計数(イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、イエメン、GCC特許庁)
 アフリカ: Africa
 母数：World (トルコの件数をTURKPATENTのデータで補正)

中東・アフリカの広域知財庁

- 中東地域に1つ、アフリカ地域に2つ設置されている。



中東

GCC特許庁 (湾岸協力会議特許庁)

2021年1月新規出願受付停止



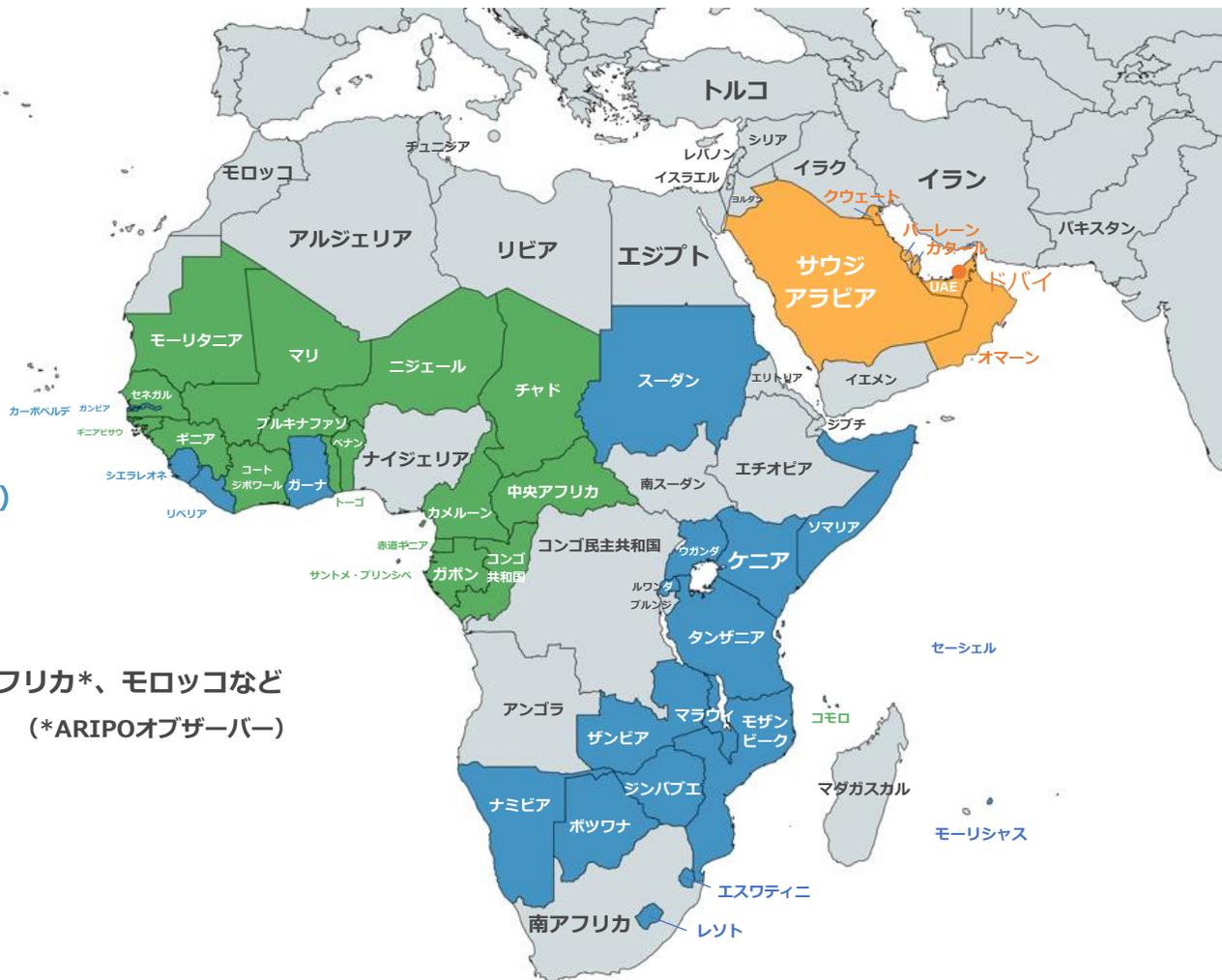
アフリカ

ARIPO (アフリカ広域的知的財産機関)



OAPI (アフリカ知的所有権機関)

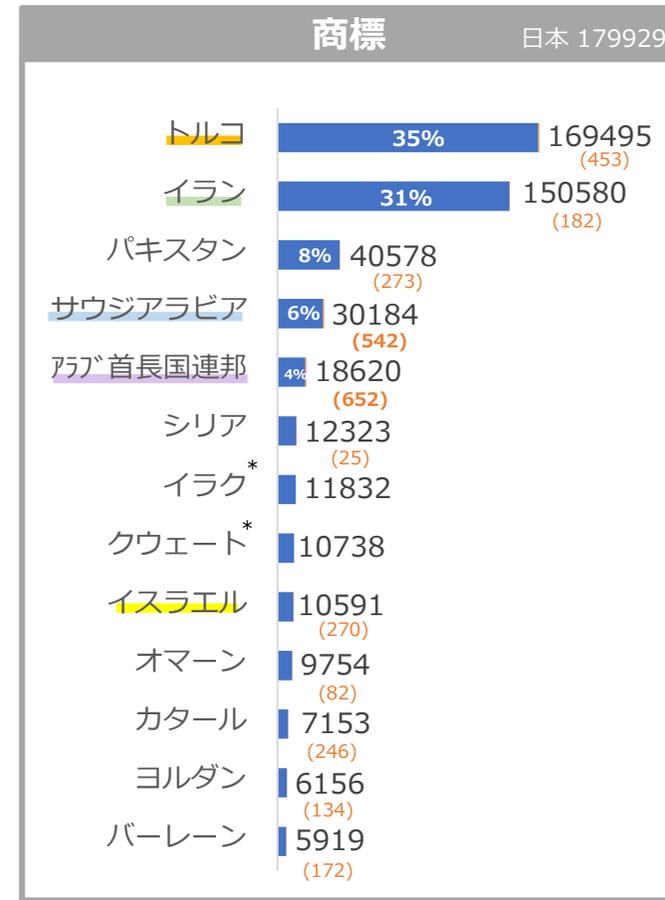
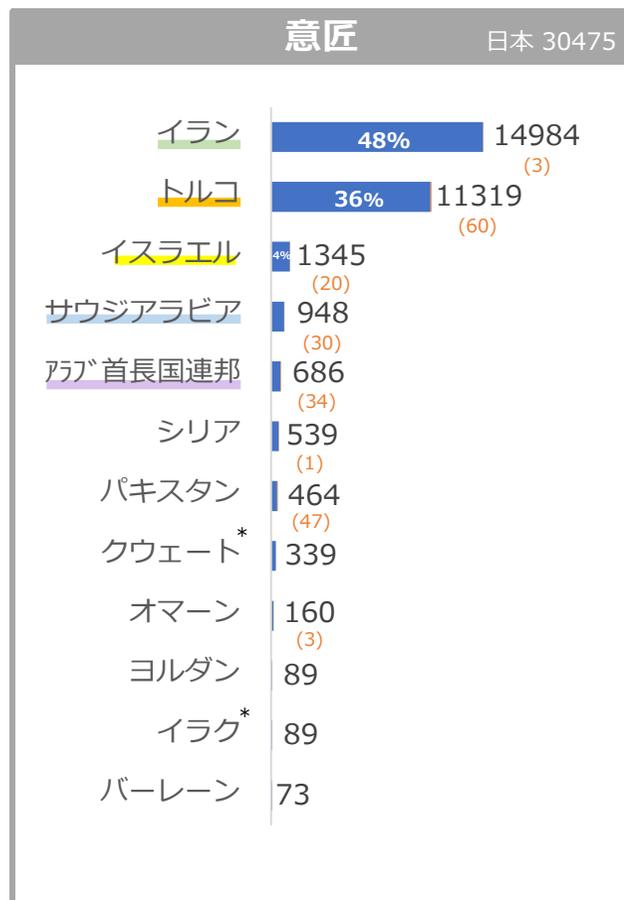
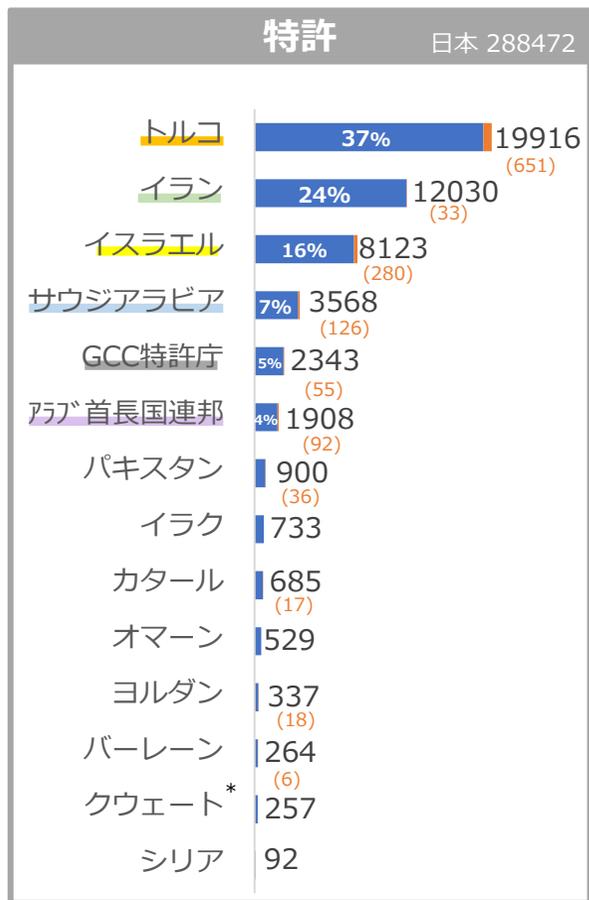
広域庁未加盟：エジプト*、ナイジェリア*、南アフリカ*、モロッコなど
(*ARIPOオブザーバー)



中東地域への出願数ランキングトップ10+α

- トルコとイランの件数が圧倒的。サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）も上位。
- 日本からの出願は、いずれの地域でも少数。サウジアラビアとUAEで商標出願数が相対的に多い。

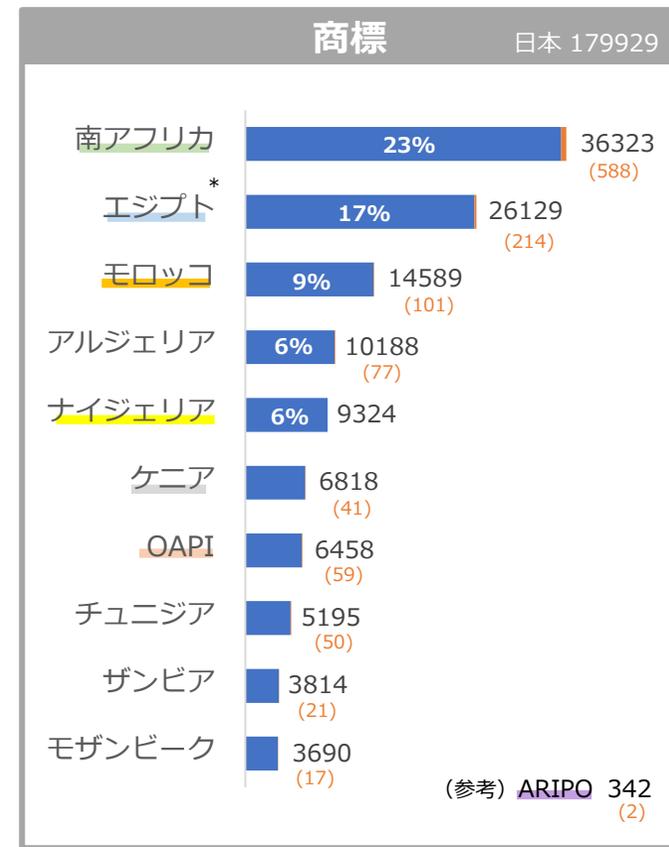
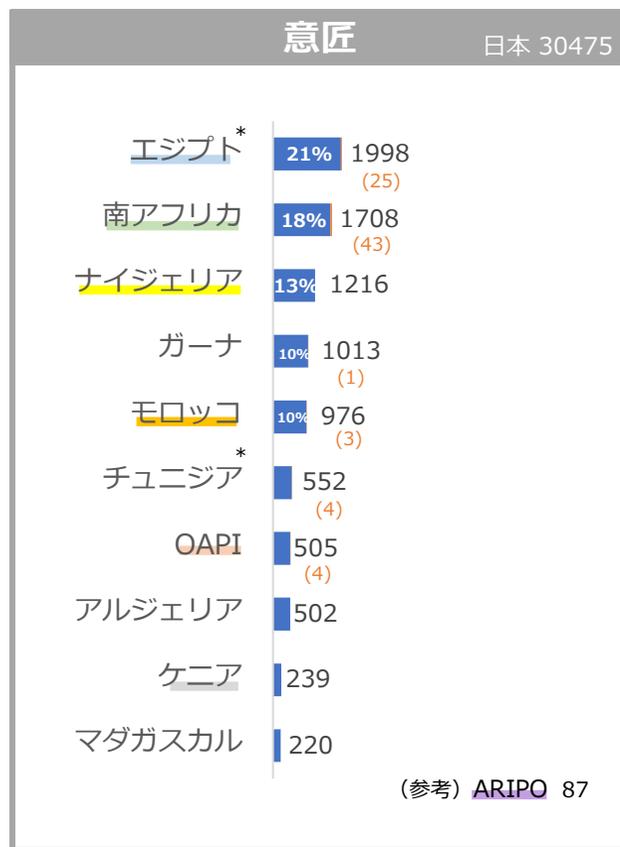
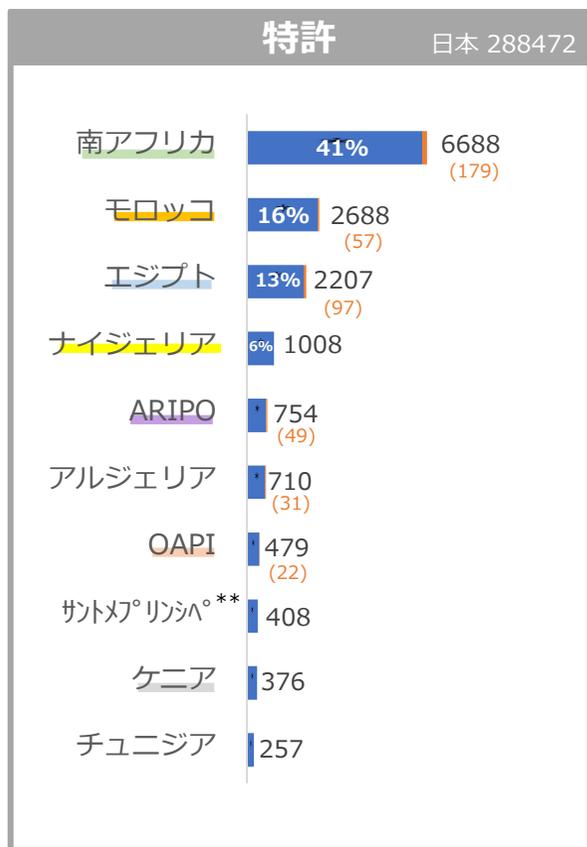
・ 2020年データ、「*」は2018年
 ・ () 内は日本からの出願で、未表示はデータなし
 ・ % は、中東の出願全体に占める割合



アフリカ地域への出願数ランキングトップ10

- 南アフリカ、エジプト、モロッコ、ナイジェリアが出願上位。
- ARIPOの利用は特許が中心で、意匠と商標の利用は少ない。OAPIは一定程度の利用あり。
- 日本からの出願はいずれの地域でも少数で、商標が中心。

- 2020年データ、「*」は2019年、「**」は2018年
- ()内は日本からの出願で、未表示はデータなし
- % は、アフリカの出願全体に占める割合



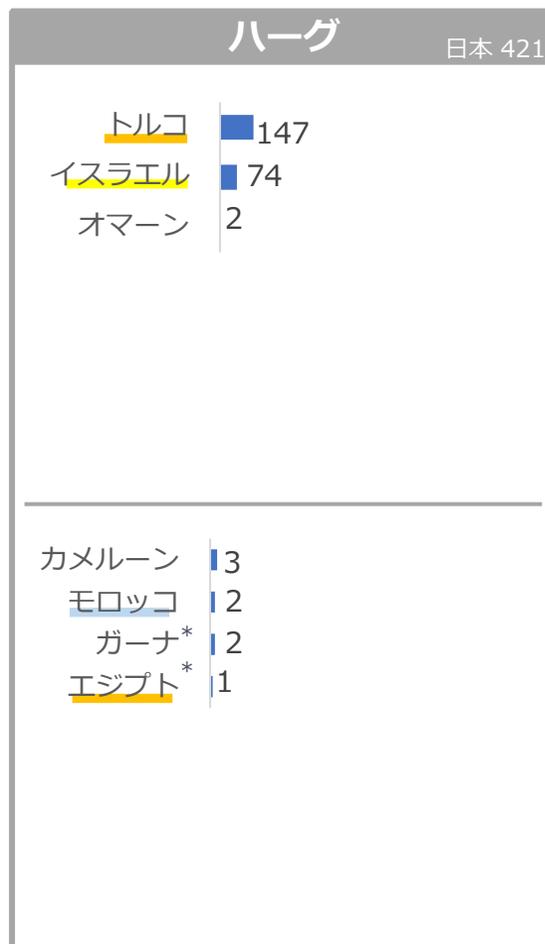
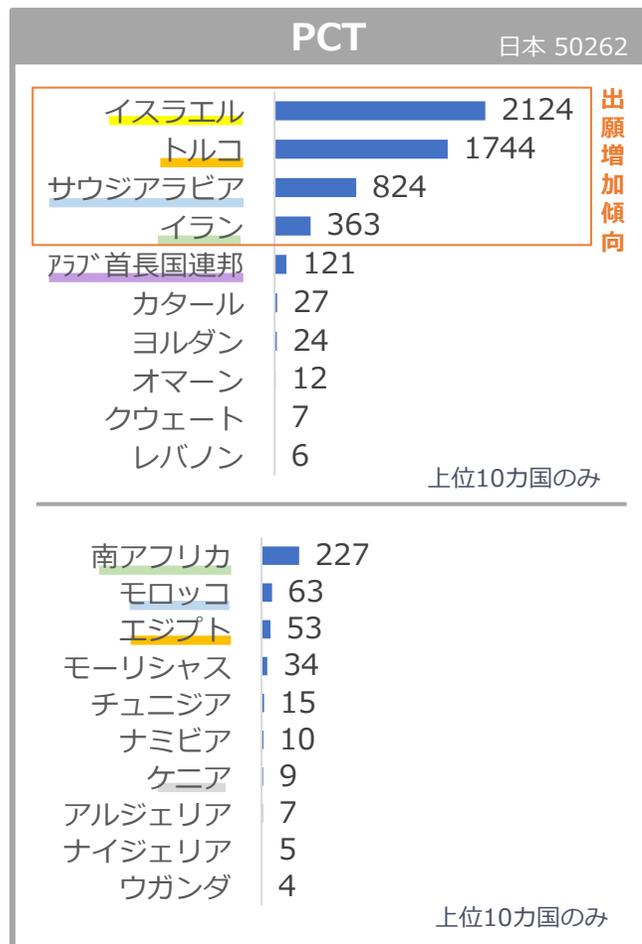
中東・アフリカ地域からの国際出願数ランキング

- 中東では、一部の国（トルコ、イスラエル、サウジアラビア）からの国際出願が突出。
- アフリカでは、南アフリカからのPCT出願がみられる程度。

2021年データ（「*」2020年）

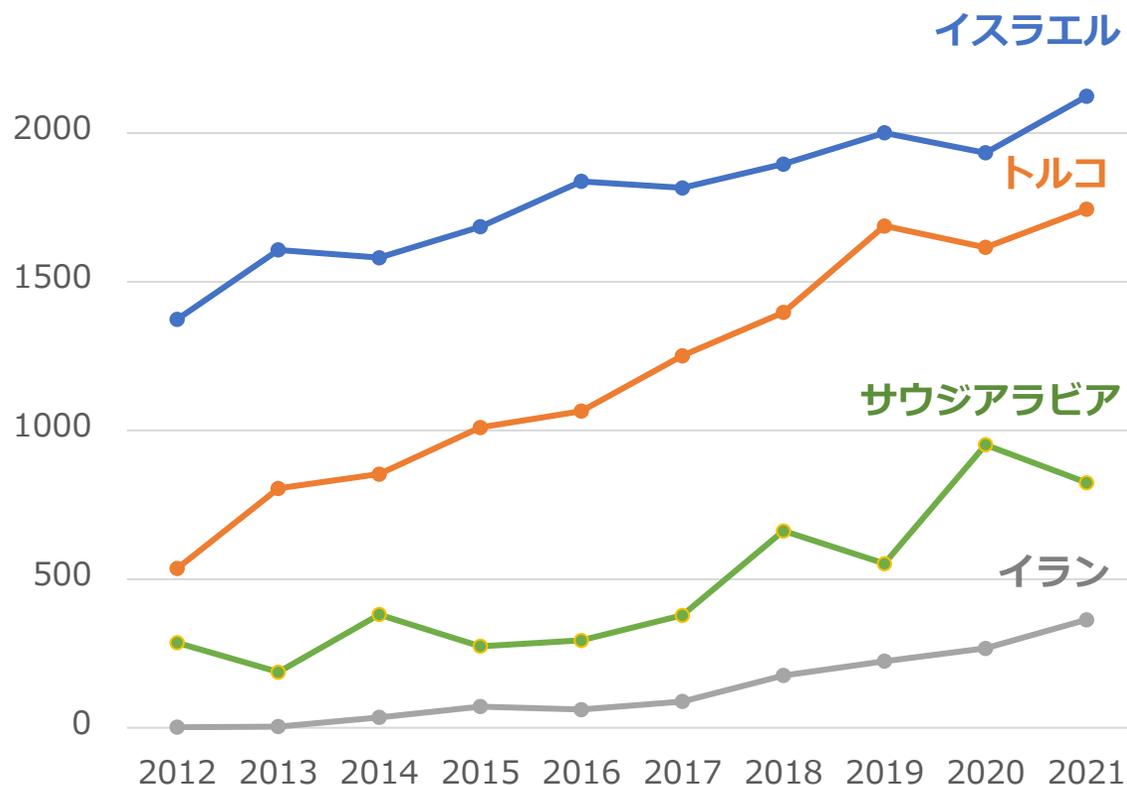
中東

アフリカ



中東地域からのPCT出願数上位4か国の推移

- 4か国とも近年、PCT出願が急激に増加傾向。いずれも特定の出願人の件数が多い傾向。
- なお、サウジアラビアのサウジアラムコ社の出願増加が圧倒的。



上位出願人

複数の大学・研究機関

- ・イスラエル工科大学など

1者が突出

- ・アルチェリク社 (家電メーカー)

2者がほとんど

- ・サウジアラムコ社 (国営石油会社)
- ・KAUST (アブドラ王立科学技術大学)

DB上で明示なし

中東・アフリカ地域の知財保護評価 – 2022年度版 米国301条スペシャルレポート

- 中東各国の知財環境に対する米国の評価は上向き。なお、サブサハラは評価の範囲外。
- サウジが優先監視国からリスト外。クウェート、レバノンも監視国から削除。UAEは2021年に削除。



優先監視国 (7か国)
中東アフリカ地域なし

監視国 (20か国)
エジプト、パキスタン、トルコ、アルジェリア

米国通商代表部(USTR)が1974年改正通商法に基づき、知的財産の保護・執行・公正かつ公平な市場アクセスに問題のある国を毎年指定。

USTR “2022 Special 301 Report” (2022年4月)

アラブ首長国連邦 (UAE) – 2021年に監視国から削除

- 医薬品**販売承認時の試験データ保護政令の整備
 - 模倣品対策の強化** (アジュマン・チャイナ・モール)
 - 連邦税関が年次統計を発表
 - 各種知財法の法改正
 - 模倣品対策** (アブダビ、ドバイ、アジュマン) 等
- 2022年でさらに評価

削除

サウジアラビア

- 知的財産総局(SAIP)の取組みを評価
- 執行手順の公開、**模倣品**や**海賊版**の執行強化、執行機関へ研修、複数の執行機関を調整する委員会設置など

クウェート

- 執行**と**透明性**に進展 (違反報告書の情報公開)
- 執行機関への研修、公衆啓発、関係機関連携で執行の改善計画

レバノン

- 重大な懸念なし

維持

エジプト

- 税関の**模倣品**押収職権なし。
- 特許や商標の審査基準がオンラインで未公表

パキスタン

- 模倣品**や**海賊版**が依然として蔓延
- 裁判官の能力や専門性不足、判決の一貫性の欠如

トルコ

- 模倣品**の供給源で経由地。 **医薬品**試験データ保護不足
- 知財権行使の不十分な手続き、司法関係者の研修不足

アルジェリア

- 模倣品**や**海賊版**の対応不十分、 **医薬品**試験データ保護不足

中東・アフリカ地域の知的財産条約への加盟状況

- PCTの加盟は進んでいる状況。ハーグ、マドプロ、PLT、TLTに未加盟の国が多い。
- UAEがマドプロに加盟（2021年12月28日に発効）。モロッコがハーグに加盟（2022年7月22日に発効）

		パリ	TRIPS	PCT	マドプロ	ハーグ	PLT	TLT
中東	アラブ首長国連邦 (UAE)	○	○	○	○	×	×	×
	サウジアラビア	○	○	○	×	×	○	×
	イラン	○	△	○	○	×	×	×
	トルコ	○	○	○	○	○	○	○
	湾岸協力会議 (GCC)	— ¹⁾	△	×	—	—	×	—
アフリカ	エジプト	○	○	○	○	○	×	○
	モロッコ	○	○	○	○	○	×	○
	ケニア	○	○	○	○	×	×	×
	南アフリカ	○	○	○	×	×	×	×
	ARIPO	— ¹⁾	△	○ ²⁾	×	×	×	×
	OAPI	— ¹⁾	△	○ ²⁾	○ ²⁾	○ ²⁾	×	×

(2022年6月7日時点)

「○」加盟、「×」未加盟、「△」オブザーバー、(ハーグで「○」はジュネーブアクトに加盟)

- 1) パリ条約に基づき優先権主張は可能
- 2) 指定官庁として指定可

中東・アフリカの主要な知的財産庁

- ・ サウジアラビア知的財産総局(SAIP)は、特許審査官を大幅に増員中。
- ・ 南アフリカとOAPIは、特許の実体審査を導入予定。OAPIは商標の実体審査を2022年1月に導入。

	国・地域	知的財産庁	所在地	実体審査			審査官数		
				特	意	商	特	意	商
中東	アラブ首長国連邦	経済省 (MOE)	アブダビ	○	×	○	6		11
	サウジアラビア	サウジアラビア知的財産総局 (SAIP)	リヤド	○	×	○	70	5	7
	イラン	イラン産業財産権庁 (IRIPO)	テヘラン	○	×	○	30	12	60
	トルコ	トルコ特許商標庁 (TPTO)	アンカラ	○	○	○	341		
	湾岸協力会議 (GCC)	GCC特許庁	リヤド	○	—	—	34	—	—
アフリカ	エジプト	エジプト特許庁 (EGPO) 国内商業開発庁 (iTDA)	カイロ	○	○	○	113	20	15
	モロッコ	モロッコ産業商業財産権庁 (OMPIC)	カサブランカ	○	×	○	20	15	
	ケニア	ケニア産業財産機関 (KIPI)	ナイロビ	○	×	○	4		9
	南アフリカ	企業・知的財産委員会 (CIPC)	プレトリア	×	×	○	45	1	15
	ARIPO	アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)	ハラレ (ジンバブエ)	○	△	△	7	2	2
	OAPI	アフリカ知的財産機関 (OAPI)	ヤウンデ (カメルーン)	×	×	○	5	1	5

「○」あり、「×」なし、「△」指定国の審査制度に依存、「—」制度なし

※ 審査官数は非政府機関へのヒアリングによる非公式情報が含まれるため、知財庁の規模感の参考情報

中東・アフリカ地域で日系企業から指摘される課題



制度や運用の不透明性



公開情報の不足
知財DBの未整備



模倣品問題

本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- 地図やデータで見る中東・アフリカ
- 日系企業から指摘される課題

2. 各地域の知財トピック

• 中東地域

- 中東での特許・意匠・商標取得ルート
- GCC特許庁が特許出願の新規受付停止
- UAEとサウジアラビアによる知財環境の強化

- アフリカ地域
- 両地域の模倣品問題

3. 現地日系企業との活動・知財情報

中東での特許・意匠・商標取得ルート

1. 各国出願

・日本との特許審査ハイウェイ(PPH)利用可能国

- サウジアラビア (2020年 試行開始)
- トルコ (2018年 試行開始)
- イスラエル (2012年 試行開始)

2. 広域出願

・特許 → GCC特許

GCC 6 か国で有効な特許・権利行使は各国

2021年1月に新規出願受付停止

→ 欧州特許条約 (EPC) トルコ

・意匠&商標 → 広域制度なし

⇔ GCC統一商標法

各国の商標法を、GCC6ヶ国で同じ法律に揃える

施行済：クウェート、バーレーン、サウジアラビア、
オマーン、**UAE (2022.1)**
未施行：カタール (未定)



3. 国際出願

- ・特許 PCT - 国際調査機関 (ISA) - **トルコ・イスラエル**
- ・意匠 ハーグジュネーブ改正協定
- ・商標 マドリッド協定議定書

GCC特許庁による特許出願の新規受付停止

経緯

- **新規出願受付停止 (2021.1.6)**
第41回GCC首脳会議でGCC特許規則の改正を承認 (5日)
2021年1月6日以降の特許出願の新規受付を停止を発表
- **GCC特許改正規則**
公告 (2021.4.11), **発効 (2022.2.1)**
- **GCC特許改正細則**
公告 (2021.11.1), **発効 (2022.2.1)**
- **運用開始時期未定 (2022年中?)**



改正規則の概要

1. **GCC6カ国での統一的な法的保護を廃止** (1条3項)
2. **GCC特許庁の利用は加盟国による選択制に**
・GCC特許庁は、GCC加盟国いずれかの要請で、特許出願の受付、審査、特許付与する (1条の1)。要請は加盟国の任意 (同条)。
3. **係属案件の扱い** (改正法4条)
・通商協力委員会が発表すると規定
(2021年11月時点では、GCC特許庁は係属案件を処理しているとの見解)
4. **現存する特許権の扱い** (改正法4条)
・権利期間満了まで、GCC加盟国で有効

出願停止の理由

公式な理由は未公表。以下のような指摘がある。

① GCC各国では近年、特許審査体制を整備

UAE (2014年以降、韓国特許庁に審査を外注)
サウジアラビア (実体審査あり)
カタール (実体審査あり)
オマーン (2017年 実体審査開始)
バーレーン (2018年 実体審査開始)
クウェート (2021年1月初の特許公報を発行)

各国で特許権を付与する体制が外形上整う
→ GCC特許庁に頼った審査や権利付与の必要性が低下

② サウジアラビアで知財関係機関を統合 (SAIP)

体制を整備、**財政独立**を掲げる

③ GCC6カ国のすべてがPCTに加盟

PCT経由で各国への出願が可能

④ UAE国内でのGCC特許の権利執行の問題

UAEでは国内法でGCC特許に関する規定がない

アラブ首長国連邦(UAE)が進める知財環境の整備

- 近年、知財環境の整備を推進する政策を矢継ぎ早に打ち出している。

概況

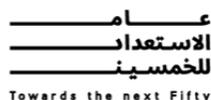
2021年 UAE建国50周年「プロジェクト50」

経済発展を軸としたイニシアチブを公表

- 包括的経済連携協定(CEPA)の交渉開始 → 知財章に注目

締結済：インド(2022.2.18)、イスラエル(2022.5.31)

交渉中：インドネシア、トルコ、英国、イスラエル、ケニア、韓国、エチオピア、チリ



模倣品は対策が進むも依然として課題

フリーゾーン経由で各地へ拡散

各首長国の税関・経済局(DED)・警察が取締り強化

特許分野は韓国政府と密に協力

KIPO特許審査官が常駐し、実体審査を実施(2014年審査協力合意)

UAE経済省はKIPOとAI分野での協力に合意(2019.10)

知財を含む連携10分野を合意。特に特許と明記(2020.9)

最近のトピック

1. 知財法関連

- マドリッド協定議定書対応(2021.12.28発効) ▶ 2022.4.14初登録「Investopia」
- 商標法改正(2022.1.2施行, 2022.6.7規則公布・官報掲載1日後公布)
- 著作権法改正(2022.1.2施行, 2022.5.14規則施行)
- 産業財産権法の新法制定(2021.12.28施行, 2022.6.12規則施行)
 - 特許審査のFAを42月から6月に短縮目標
- ドバイ国際金融センター(DIFC)知的財産法規則施行(2021.7)
- アラブボイコット法廃止(2020.8)
 - イスラエル個人・企業がUAEで知財取得可能に
- 反不正商品法施行(2016改正, 2020.3実施細則施行)

2. 政府組織関連

- 経済省改組で商標局と著作権局統合・特許局と分離(2021.9)
- UAE連邦税関が、初の年次統計を発行(2020.11)
 - なお、経済省は知財関係の年次報告発行なし

3. 知財保護評価

- 米国301条スペシャルレポートから削除(2021.5)



UAEの新たな産業財産権法

- UAE政府は2021年12月28日、新たな産業財産権法を施行した。旧法は廃止。
- 特許、実用新案、意匠、営業秘密、集積回路が対象（商標は別法）。2022年6月12日に施行規則発効。

新法のポイント

1. 特許出願公開制度の導入（規則32条）

- 原則、18ヶ月後出願を公開

2. 新規性喪失の例外の対象拡大（5条4項・43条4項）

- 出願日前12ヶ月以内の開示（以前の対象は見本市のみ）
 - 特許 発明者自身による開示
発明者から情報を入手した第三者による開示
 - 意匠 出願日12か月以内の公開はすべて救済対象

3. 早期審査の導入（14条、規則38条）

- 出願人の請求または経済省の裁量（要件規定なし）
なお、UAEは特許審査ハイウェイ(PPH)未導入

4. 自発的な分割出願の導入（16条、規則29条）

- 以前は単一性違反の拒絶理由通知を受けたときのみ

5. 変更出願の導入（6条3項、規則29条2項）

- 特許と実用新案間。元の出願は取り下げ。

6. 意匠保護の強化（45条）

- 保護期間 10年から20年に延長

7. 集積回路保護の導入（55条-60条）

- 保護期間 10年

8. 未公開情報保護の導入（61条-63条）

- (1) 非公知性、(2) 商業的価値性、(3) 秘密管理性

9. 罰則の大幅強化（69条-70条）

- 罰金を約10倍引上げ（懲罰的賠償なし）
→ 約300万円～約3000万円（10万～100万AED）

10. 申請者国での認証の不要化（規則19条6項）

- 申請者国のUAE大使館での一部書面の認証を不要化
（委任状、譲渡証書等）

旧法：特許、工業図面及び意匠の工業所有権の規制及び保護に関する
2006年工業所有権法第(31)号
新法：産業財産権の規制と保護に関する2021年連邦法第(11)号

UAEの反不正商品法 (Anti-Commercial Fraud Law)

- 模倣品対策で商標法とは別途利用可能な法。2016年に改正、2020年3月に実施細則施行。

ポイント

1. 不正商品の区分 (法1条)

- 不正品 (Fraudulent Goods) - UAEの法規制・許認可に準拠しない製品
- 欠陥品 (Corrupt Goods) - 保管輸送等で適合外となった商品
- 模倣品 (Counterfeit Goods) - 登録商標と同一または類似する商標を付した商品

輸入、輸出、製造、販売、販売を意図とした所持等

廃棄
リサイクル
仕出国への差戻し

2. フリーゾーンへの適用を明記 (法2条2項)

- 適用例は未確認

3. 商標法より重い罰則 (法12-20条)

	禁錮	罰金
反不正商品法違反	2年	約150-600万円
商標権侵害	1年	約15-30万円

4. 連邦全域の協力体制

- 連邦 - 最高委員会
- 各首長国 - 小委員会 (各首長国の経済開発局に設置)

5. 提訴ルート

- 行政ルート
- 裁判所ルート

事例

行政ルート

UAE商標登録第319554号

シャルジャ経済開発局 (SEDD) (2020年2月他)
模倣品 - 市内倉庫に600個の調理用ポット
SEDDに提訴 → 小委員会に付託 → 商品は廃棄

「商業詐欺対策に関する2016年連邦法19号」
「実施細則 (2020年連邦決議11号)」

サウジアラビアが進める知財環境の整備

- 中東北アフリカ地域を主導すべく、知財環境をアクティブに強化している。

概況

■ サウジビジョン2030 (2016年4月)

石油依存の経済からの脱却

- 日・サウジ・ビジョン2030 2.0改訂版 (2019)
- 日本特許庁と特許審査ハイウェイ (PPH) を開始 (2020.1)



■ サウジアラビア知的財産総局(SAIP)

■ 知財機能を集約

- SAIP設立 (2017)
- KACSTから特許・意匠・回路配置等の管轄を移管 (2020.1)
- 商標の管轄を商業投資省(MCI)から移管 (2020.2)
- 知的財産執行委員会を新設 (2020.9)
- MCIから首相の管轄に変更&理事会トップ交代 (2020.11)
- 商標権の権利行使の管轄をMCIから移管 (2021.8)

■ 各知財庁との協力関係強化

KIPO (2019.1), CNIPA (2019.2), JPO (2019.10),
EUIPO (2020.9), UKIPO (2020.9), INPI (2021.7), IPOS (2021.11),
USPTO (2021.12), EPO (2021.11), ROSPATENT (2022.2)

→ JPOによるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大 (2022.6.1)

■ 知財関連トピック

1. 情報公開促進

- 年次報告書をSAIPが公開開始 (2019-2021)
- 知財検索プラットフォームをSAIPが一新 (2021.6)
- 英-アラビア語の知的財産用語集をSAIPが公表 (2021.7)
- 執行に関する年次報告書 (2022.5)
- 司法省が裁判情報のポータルサイトを開設 (2021.10)
<http://sjp.moj.gov.sa>

2. 国際関連の取組み推進

- WIPO所管条約の各総会の議長にSAIP 4名選出 (2021.10)
ベルヌ条約、パリ条約、マラケシュ条約、ロカルノ協定
- 意匠ハーグ協定の加盟を検討 (2021.10 WIPO総会CEO発言)
- 各種知財条約への加盟
ブタペスト条約・ストラスブール協定 (2021.1発効)
ロカルノ協定・ウィーン協定 (2020.12発効)
マラケシュ条約 (2019.2発効)、ニース協定 (2021.6発効)

3. 模倣品への取組み

- SAIPが市場取締りを開始 (MCIの商標詐欺撲滅部から管轄委譲)
- 95073点の模倣品・海賊版を廃棄 (2021)
- IPリスペクトオフィサーの設置76名 (2021)

4. 知財保護評価

- 米国301条スペシャルレポートで優先監視国から削除 (2022.4)

SAIP - Vision · Mission · Strategic Objectives



ビジョン

グローバルな視点を持った総合的な知的財産機関であって、
中東・北アフリカ地域のリーディング知的財産モデレーターを目指す



ミッション

国の知的財産戦略、政策、法律及び規制を推進し、知的財産権を付与し、その執行を主導し、知的財産の創造と利用の成長を支援し、国民経済の競争力育成に貢献するために国際的に王国の利益を守ることにより、
知的財産を保護・促進する国家機関であること



戦略的目標

- 知的財産戦略、規制、法律の改善
- 製品やサービスの顧客中心性、魅力、品質の向上
- 知的財産権の利用と活用に貢献
- 知的財産権の尊重を促進
- 知的財産権に関する国際的な戦略的パートナーシップの強化
- 制度的に優れたレベルの向上

最近のSAIPのエンフォースメント事例 (2021.11)

- 現地査察キャンペーン（電子機器や録画店を押収）
- 商務省、メディア総局、公安と協力して、知的財産権違反の店舗を対象に実地調査を実施



本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- ・ 地図やデータで見る中東・アフリカ
- ・ 日系企業から指摘される課題

2. 各地域の知財トピック

- ・ 中東地域
- ・ **アフリカ地域**
 - ・ **アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA)**
 - ・ **アフリカ地域での特許・意匠・商標取得ルート**
 - ・ **ARIPO・OAPI – 知財保護関連条約の改正**
 - ・ **広域制度での商標権の有効性に関する問題・商標出願推奨ルート**
 - ・ **アフリカのリープフロッグ型技術の特許動向**
 - ・ **南アフリカ - 実体審査の導入・AIを発明者とする世界初の特許**
- ・ 両地域の模倣品問題

3. 現地日系企業との活動・知財情報

アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA: African Continental Free Trade Area)

- アフリカ域内の貿易拡大を目指して、2021年1月1日に運用開始。
- 知的財産章は、2022年内に草案がまとめられる見通し。

概要

- アフリカ連合(AU)単位で物品やサービスの単一市場を創設し、人の移動を促進
- 批准寄託済 (AU加盟国中 43か国) (2022年5月3日現在)

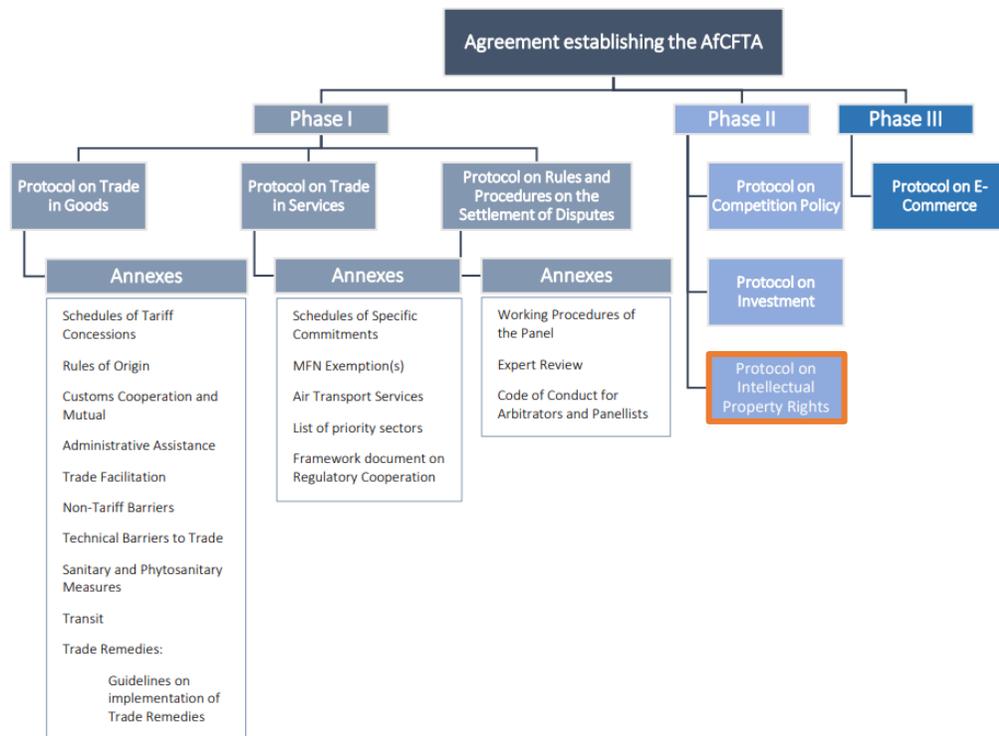
フェーズ 1: 2019年5月に発効済

フェーズ 2: **知的財産章**が規定予定 (2022年内草案)

(参考) 域内貿易比率の比較



UNCTADのデータからJETRO作成



Tralac, AfCFTA Questions and Answers (FAQs) (2022.4)

アフリカ地域での特許・意匠・商標取得ルート

1. 各国出願

- OAPI加盟国除く
- 日本との特許審査ハイウェイ (PPH) 利用可能国
 エジプト (2015年 試行開始)、モロッコ (2021年4月 試行開始)
- エジプト オンライン特許出願義務化 (2022年1月開始, 3月義務化)

2. 広域出願

- ARIPO (英語圏22カ国)
 保護を求める国を指定。無効・侵害訴訟は各国。

	議定書	批准国数	実体審査
特許	ハラレ議定書*	20	ARIPO
意匠			各指定国
商標	バンジュール議定書*	12	各指定国

*2022.1改正法発効

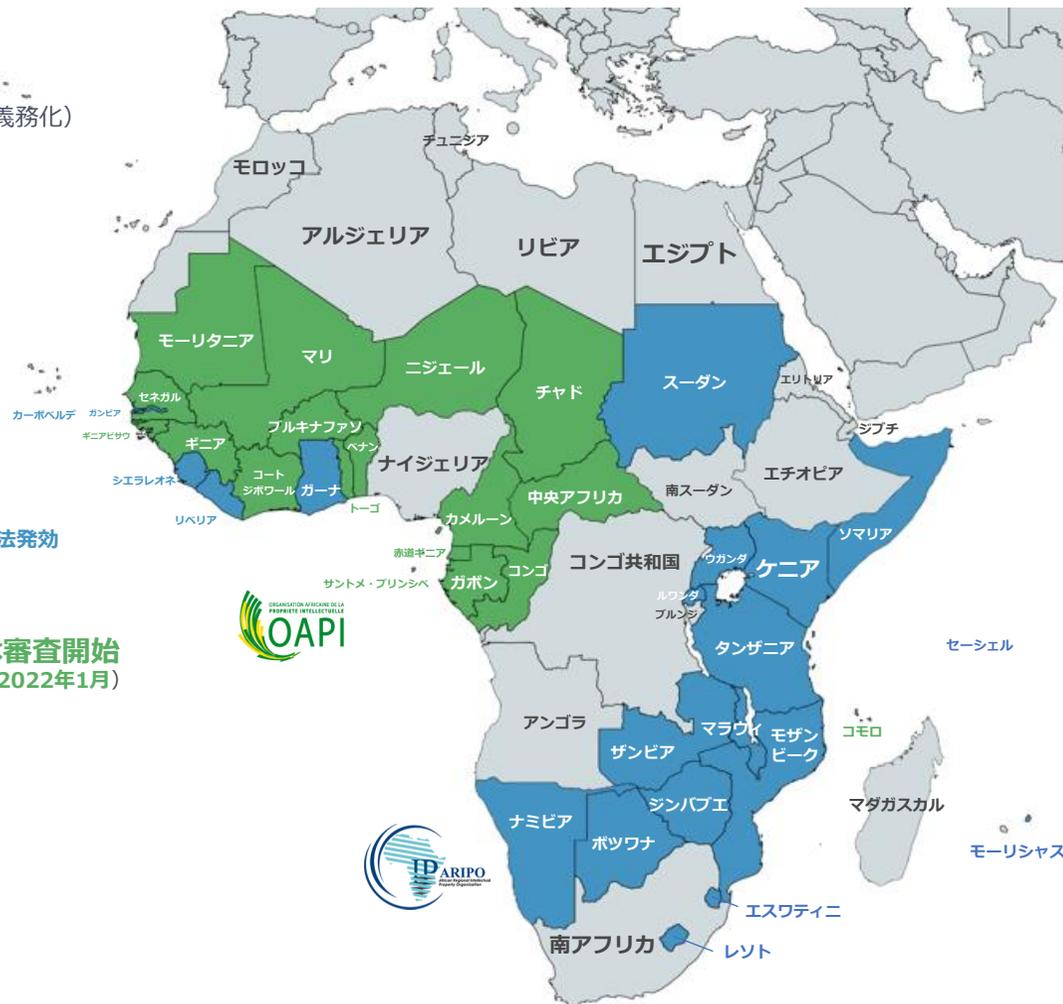
- OAPI (仏語圏17カ国)
 全加盟国で有効。無効・侵害訴訟は各国。
 バンギ協定 特許・意匠 - 方式審査のみ, 商標 - 実体審査開始 (2022年1月)

3. 国際出願

- 特許 PCT (47カ国・含ARIPO & OAPI)
 - エジプトはアフリカ唯一の国際調査機関 (ISA)
- 意匠 ハーグジュネーブ改正協定 (8カ国+OAPI 17カ国)
- 商標 マドリッド協定議定書 (22カ国+OAPI 17カ国)

4. 欧州特許のバリデーション

- モロッコ (2015.3.1発効)、チュニジア (2017.12.1発効)
 - 欧州特許を国内特許に有効化できる制度, OAPIとも交渉中



広域庁未加盟：エジプト*、ナイジェリア*、南アフリカ*、モロッコなど
 (*ARIPOオブザーバー)

ARIPOによる知的財産保護関連条約の改正

- ARIPOは2022年1月1日、特許、実用新案、意匠（ハラレ議定書）と、商標（バンジュール議定書）の改正法を発効。改正は小規模。

改正法のポイント



1. 特許

- **開示要件の明確化**（新2条の2(1)(c)）
実施可能要件の検討で明細書に加え図面も考慮。
- **第三者情報提供制度の導入**（新2条の4、規則新19条の4）
特許出願公開後の第三者による情報提供制度を導入。
- **期間延長の項目を追加**（規則新15条の4(1)(c)）
パンデミック、自然災害、戦争、内乱、電子通信手段の一般的な障害を追加。
- **実体審査の補正**（新18条(3)(b)）
自発補正や審査後の補正に関する要件や時期を規定（根拠の提示・シフト補正の禁止など）。
- **グリーン技術の特例の導入**（新18条(7)(ii)）
グリーン技術は出願人の要請で審査スケジュールを変更可能。詳細は規定なし。※ 実用新案でも同様の規定を導入。
- **PCT国際出願の移行期限**（23条(2)）
優先権の主張がある場合には優先日から31か月以内。

2. 実用新案

- **新規性と産業上の利用可能性の要件明確化**
（新3条の4(2)(ii)(iii)）

3. 意匠

- **保護期間の延長**（4条(6)）
10年から15年に延長（保護期間の短い指定国では、当該登録は、国内意匠法に規定された保護期間の終了時に失効）。

4. 商標

- **商標の早期公開**（新6条の2(1)(b)）
出願人は所定の手数料を支払うことを条件に、異議申立目的で商標の早期公開を請求することを可能に。9か月以内。
- **登録料未納に基づく出願みなし取下げ**（新6条の2(5)）
商標権者は商標が受理公開後12ヶ月以内に商標出願の登録料を支払わない場合に商標出願はみなし取り下げ。
- **応答の期間徒過を制限**（新10条(3)）
出願人が議定書等の期限を守らず、期間延長もしない場合、その出願又は登録は期限が切れた日から1ヶ月後にみなし失効。

OAPIによる知的財産保護関連条約の改正

- OAPIは2022年1月2日、特に商標で大規模な改正を実施。
- 商標実体審査の導入やマドリッド協定議定書の担保法が明記。

経緯

- 2015年12月14日 バンギ協定改正
- 2020年11月14日 発効 (加盟国2/3の12カ国が批准書寄託)
- 2021年1月2日 商標・意匠・商号の付属書発効

施行状況

- **発効済** (2020年11月14日)
 - 地理的表示 (付属書 6)
 - 文学的及び芸術的財産権 (付属書 7)
 - 不正競争からの保護 (付属書 8)
 - 植物品種保護 (付属書 10)
- **新たに発効** (2022年1月2日)
 - **商標** (付属書 3)
 - **意匠** (付属書 4)
 - **商号** (付属書 5)
- **発効待ち** (2023年発効見込み)
 - **特許** (付属書 1)

JETROドバイ アフリカIP情報 (2022年1月10日, 2021年11月8日)

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

改正法のポイント

1. 商標・意匠共通

- **出願公開**の導入 (商14条・意12条)
- **異議申立制度**の導入 (出願公開後3か月) (商15条・意13条)
- **分割出願**の導入 (商17条・意15条)
- 権利侵害を**模倣行為**として明示 (商49条・意39条)
- **罰金を5倍**に引上げ (商57条・意36条) ▶ 500万～3000万CFAフラン以下 (約100万～約600円)

2. 商標

- **実体審査の導入** (絶対的要件のみ) (18条(2)) (**2022年1月開始**)
- **商標の定義の拡張** (音・視聴覚標識, シリーズ商標) (2条(1))
- 商品と役務を同一の出願に含めることが可能に(10条)
- 出願料金10-20%引下げ ▶ 36万CFAフラン/1区分目 (約8万円)
7.5万CFAフラン/追加区分 (約1.6万円)
- **マドリッド協定議定書を担保** (25条(2))

⇒ OAPIは、2015年3月の同議定書の加盟時にバンギ協定を改正していなかったため、同ルートを利用した出願の有効性に疑問が指摘されていた。

OAPIその他トピック

- **商標オンライン出願システム**導入予定
- ボウスー長官停職時 (2021年10月14日～12月10日) に長官代行が署名した権利の登録証の再発行



広域制度での商標権の有効性に関する問題

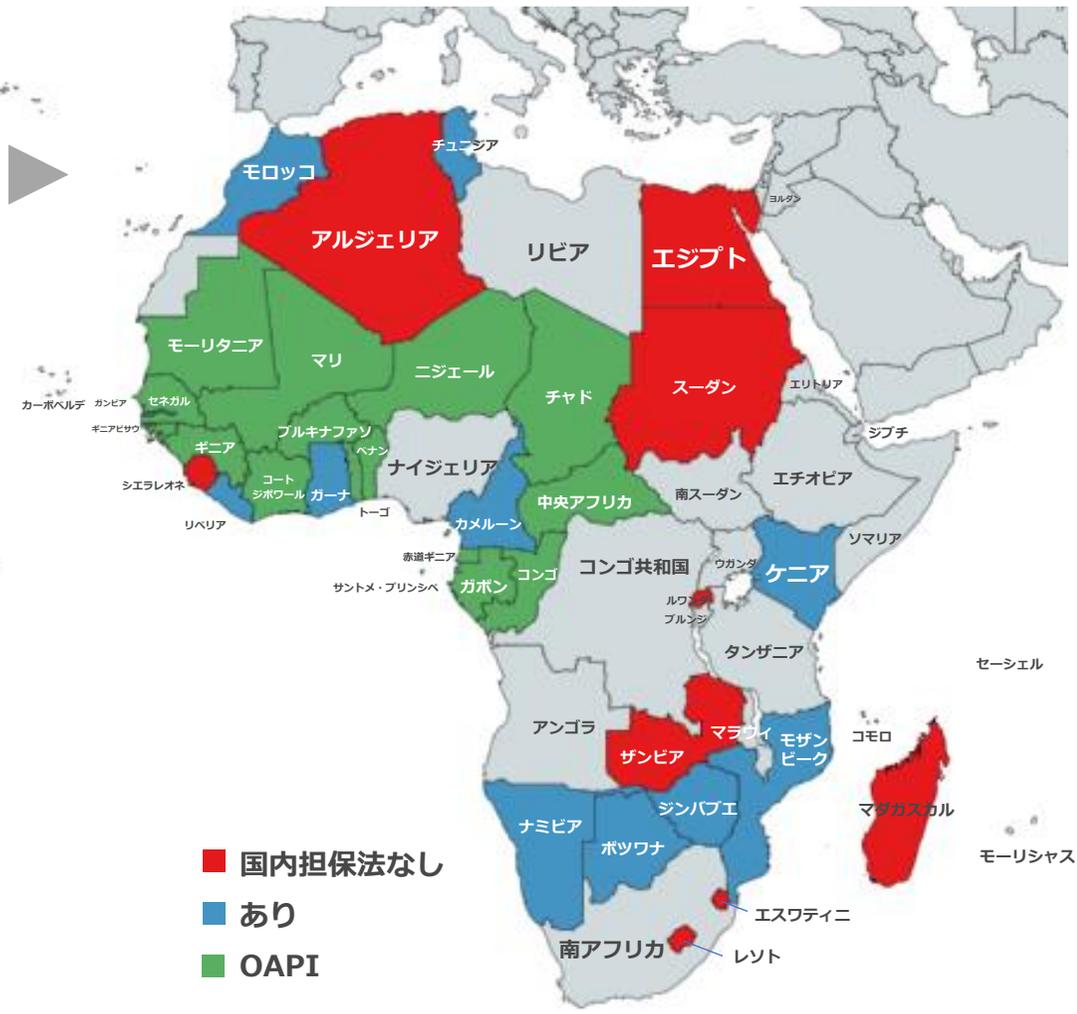
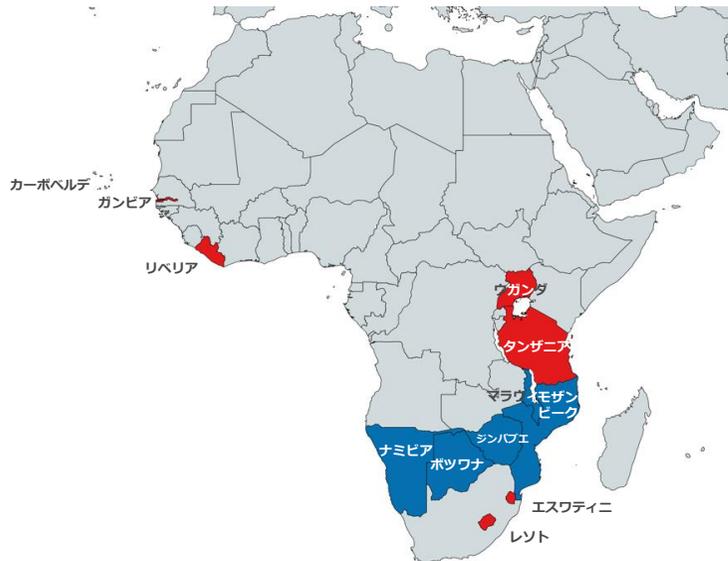
- 条約の国内法がない国は、権利の有効性が疑問視。商標だけでなく特許と意匠でも同様の問題が存在。

マドリッド協定議定書

- 加盟22カ国中、**9カ国**[※]が担保法なし (2021年9月時点)
 - OAPIは、2022年1月に担保法規定**
- ⇒ しかし、個々のOAPI加盟国17か国は、いずれもマドリッド協定議定書に未加盟のため、引き続き権利の有効性を疑問視する指摘もある。

ARIPOの商標条約 (バンジュール議定書)

加盟12カ国中、**6カ国**[※]が担保法なし (2021年9月時点)



■ 国内担保法なし
■ あり
■ OAPI

※ カーボベルデの国内法は未調査 (2022年3月にARIPOのバンジュール議定書、同年4月にマドリッド協定議定書に加盟)

現地法律事務所によるアフリカでの商標出願推奨ルート

- 広域制度の国内担保法の問題から、国内出願を推奨される国が多い。

出願ルートの選択肢（2021年9月時点）

- マドリッド協定議定書
- ARIPOの商標条約（バンジュール議定書）
- 各国出願

※ 図面作成時期の関係で、以下は反映されていない。

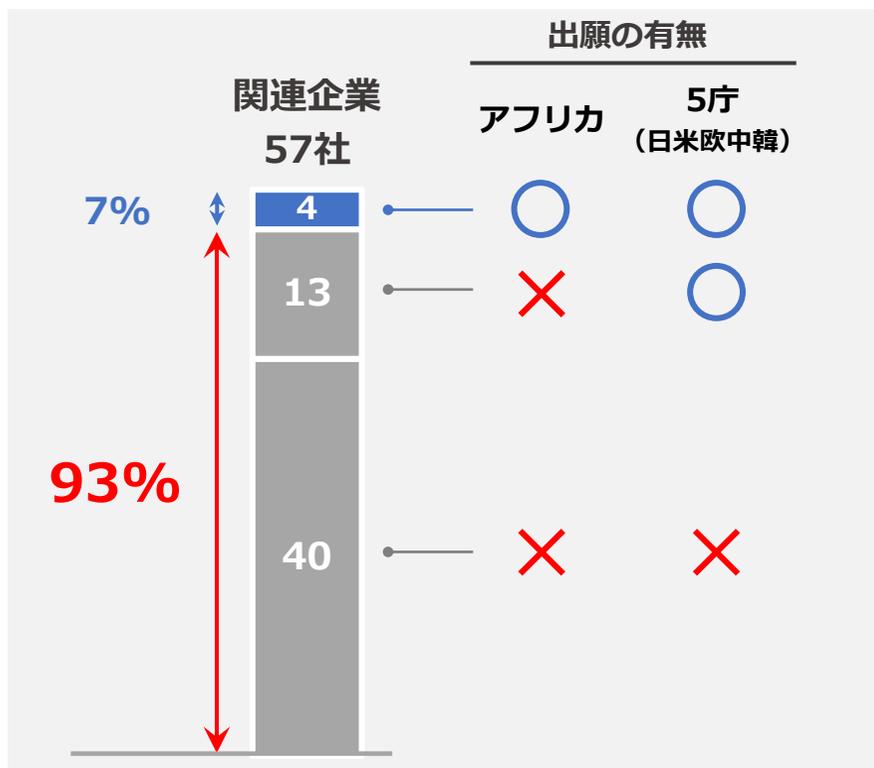
- OAPIのマドリッド協定議定書の加盟
- カーボベルデのARIPOバンジュール議定書、マドリッド協定議定書の加盟



アフリカのリープフロッグ型技術の特許動向 – モバイル決済システム –

- アフリカでモバイル決済システムを展開する企業の圧倒的多数**93%**がアフリカで特許を出願せず。
- 理由は、アフリカ知財制度への信頼性や、ビジネス方法の発明該当性の不透明性が背景にある可能性。

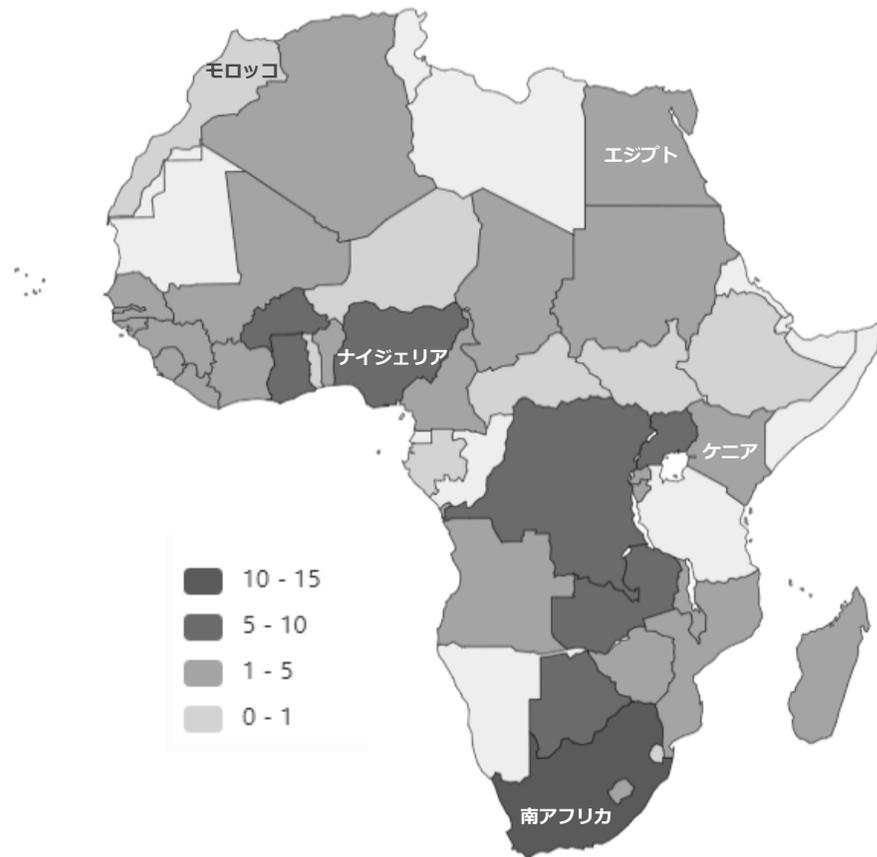
アフリカでモバイル決済システムの事業展開をしている企業の特許出願状況



調査対象の特許

・過去20年間(2022年2月まで)で国際特許分類IPCの「G06Q」(=ビジネス関連発明)で、タイトル、要約又は特許請求の範囲を「mobile」、「cellular」&「banking」で限定

アフリカ各国でのモバイル決済システムのサービス展開数



JETROビジネス短信 (2022年5月20日)

南アフリカ 特許実体審査の導入

- ・ 現状、特許は方式審査のみ。実体審査を開始すべく、準備中。
- ・ 実体審査を含む知的財産保護の“強化”は、医薬品アクセスなど公衆衛生を確保するためのもの。

南アフリカ政府知財ポリシー フェーズ1

1. 知的財産権と公衆衛生 (2018年5月)

- ・ 産業政策に沿った現地生産と輸出
- ・ **特許実体審査の特定分野からの導入**
- ・ 異議制度導入
- ・ 特許性基準
- ・ 並行輸入
- ・ 強制実施権
- ・ 知的財産権と競争法 など

2. 国際的知財協力

- ・ 多国間協定
マドリッド協定議定書等への加盟
- ・ 地域協定及び二国間協定

(参考) 新型コロナウイルス関連技術の知財放棄の議論

- ・ 南アフリカと印政府が2020年10月、TRIPS理事会でCOVID-19の予防、治療に必要な関連技術の知的財産権保護を一時的に放棄するTRIPS協定の放棄案を提案
- ・ 新興国と先進国の立場が対立し、膠着状態に
- ・ 米国は一転、支持を表明 (2021年5月5日)
- ・ 印、南アの修正提案やEUの対案 (強制実施権の手続明確化等) の提出
- ・ 4力国 (米国、EU、南ア、印) が成果文書提示 (2022年5月3日)

南アフリカ特許関連データ



- 特許出願件数 **6618** 件 (アフリカの **41** %) (2020年)
- 特許審査官数 **45** 名 (2021.9月時点)

特許実体審査の検討状況

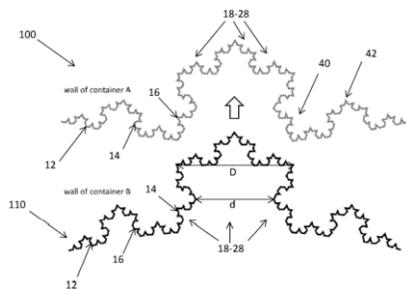
- **改正特許法の施行時期は未定**
- 審査官の採用・研修を進め、審査基準作成等も準備中
 - ・ 特許審査官採用 (2016年に20名、2019年7月に30名)
 - ・ 各国の審査協力 (日本、豪州、中国、印、英国、EPO、米国など)
 - ・ 非公式な審査結果を弁理士に送付し、応答する体験学習

南アフリカ AIを発明者とする世界初の特許

- 南アフリカ企業・知的財産委員会 (CIPC: Companies and Intellectual Property Commission)は2021年7月28日、人工知能(AI: Artificial Intelligence)を発明者とする出願に世界初の特許を付与した。

発明

- 表面の構造に特徴のある食品容器
AIで作成 (DABUS: Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience)



発明者

- 「DABUS, The invention was autonomously generated by an artificial intelligence」
(ダバス: 本発明は人工知能によって自律的に生成された)

出願人

- 米国のAI開発者 (Stephan L. Thaler)

ポイント

AIを発明者として認められるか？

■ 各国の経過

- 欧州、英国、米国、独国、韓国、豪州の知財庁で**却下・拒絶**
- 豪州の連邦裁で特許の判断 (2021年7月) → 控訴審で覆す (2022年4月)
- 米国・英国では裁判所で拒絶支持 (いずれも2021年9月) → 米国控訴審係属
- 中東では、サウジアラビアとイスラエルで国内移行

■ 南アフリカでの特許審査経過

■ 実体審査はなく、方式審査のみ

- 2021年5月14日 CIPCに国際特許出願が国内移行
- 2021年6月24日 出願受理 (※方式審査完)
- 2021年7月28日 特許公告・特許付与

■ 発明者に関する定義と方式要件

南アフリカ特許法と規則のいずれにも「発明者」の定義なし

- 各種の出願様式で発明者が特定されているか
- 出願人が特許を出願する権利を有しているか

出願番号ZA2021/03242 (国際出願番号PCT/IB2019/57809、国際公開番号WO2020/079499A1)

本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- ・ 地図やデータで見る中東・アフリカ
- ・ 日系企業から指摘される課題

2. 各地域の知財トピック

- ・ 中東地域
- ・ アフリカ地域

・ 両地域の模倣品問題

- ・ 模倣品対策の概要
- ・ 中東・アフリカ地域への模倣品流通ルート・税関差止状況
- ・ UAEの模倣品取り締まり
- ・ アフリカ諸国での税関での模倣品取締りの有効性
- ・ ケニア模倣品対策機関ACAによる強制的な商標等登録制度

3. 現地日系企業との活動・知財情報

模倣品対策の概要

- 知的財産権に基づく模倣品対策には、各国とも概ね4つの手段が存在する。
- 費用対効果や対応可能な管轄に応じて、適切な手段を選択する。



税関差止



(行政摘発)



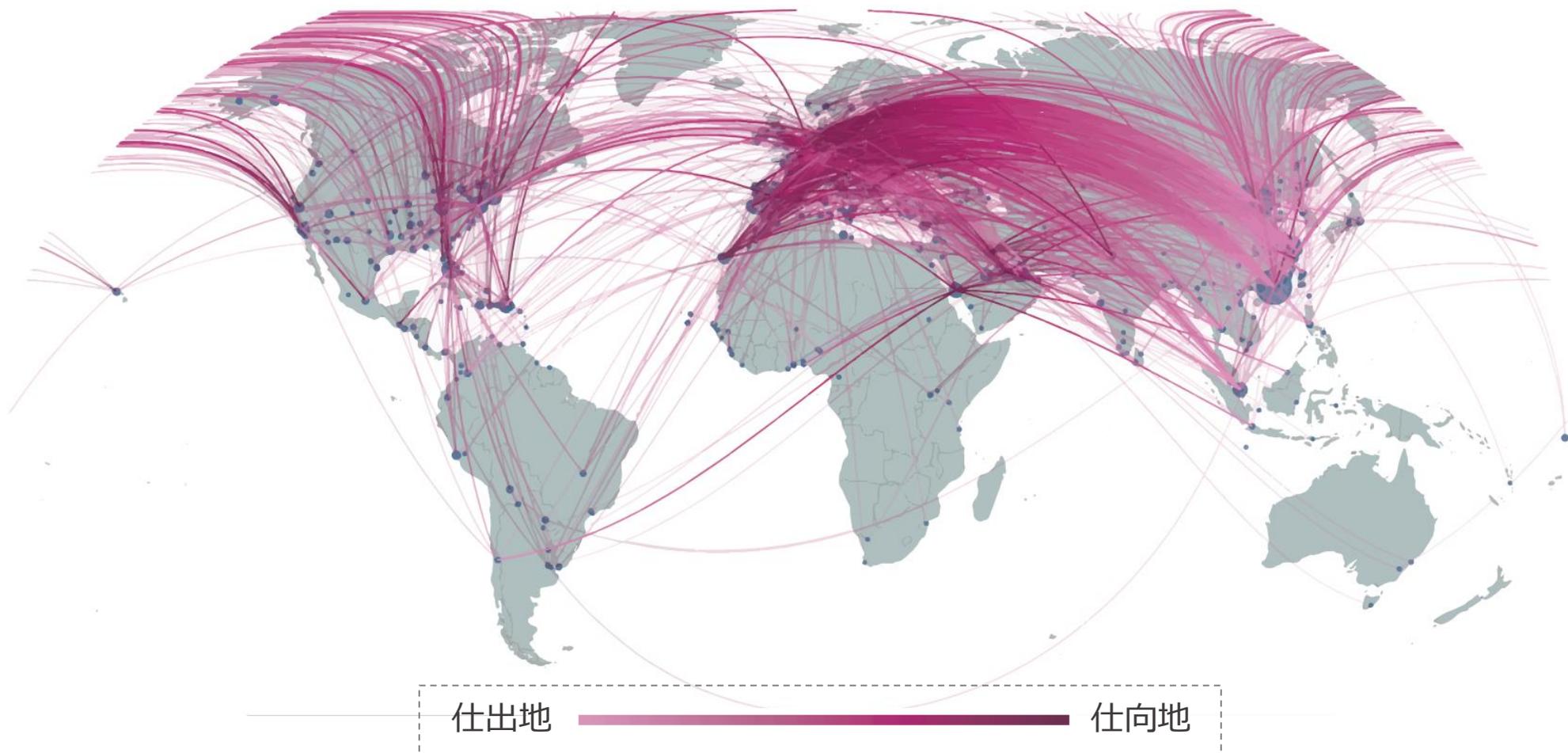
刑事救済



民事救済

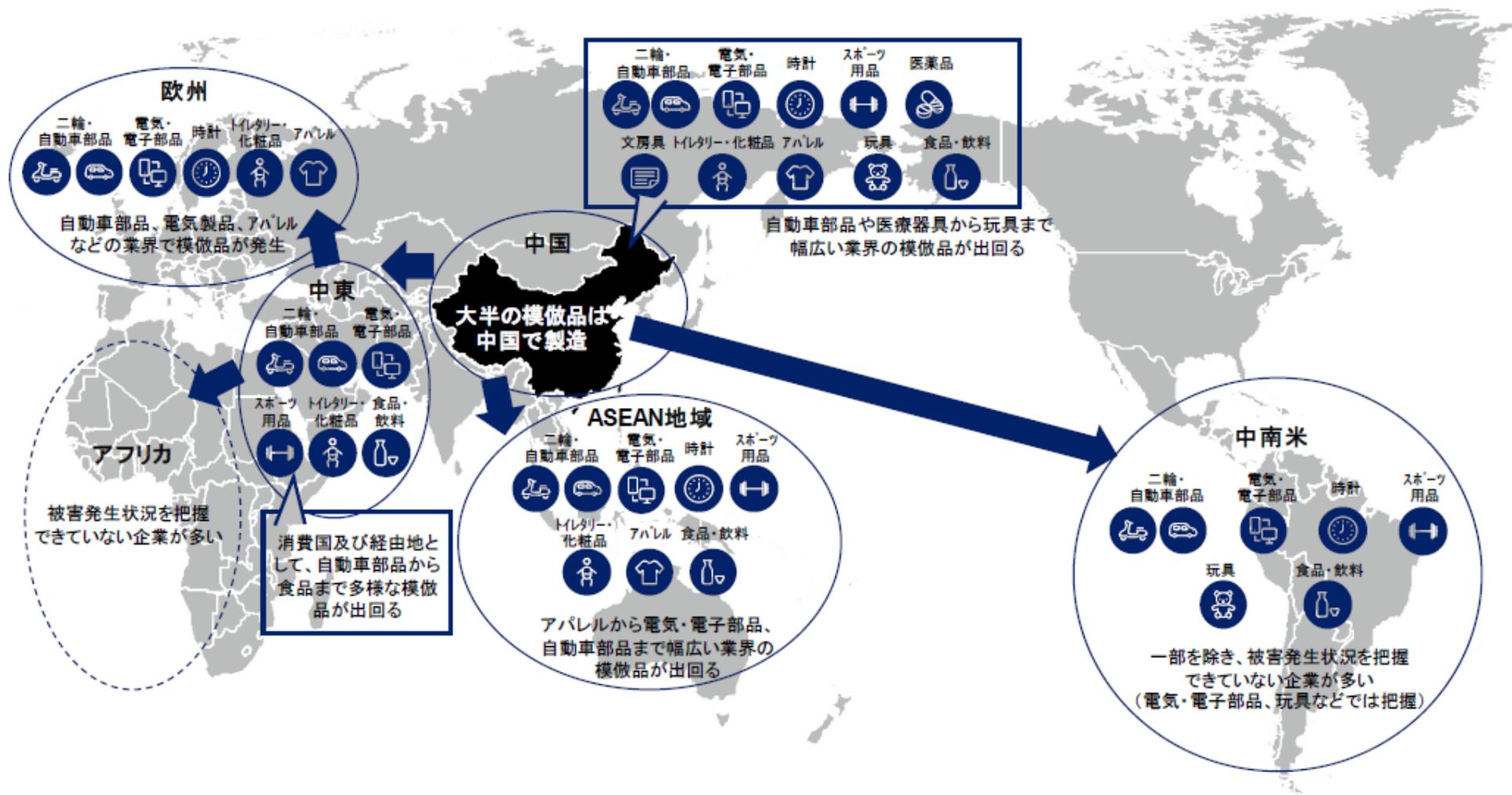
中東・アフリカ地域への模倣品流通ルート

- 中国を中心に多様な地域から、中東（サウジアラビア、UAEなど）に流入。
- ドバイは経由地で模倣品が各地に拡散。 他調査によれば、中国からアフリカにも直接流れている。



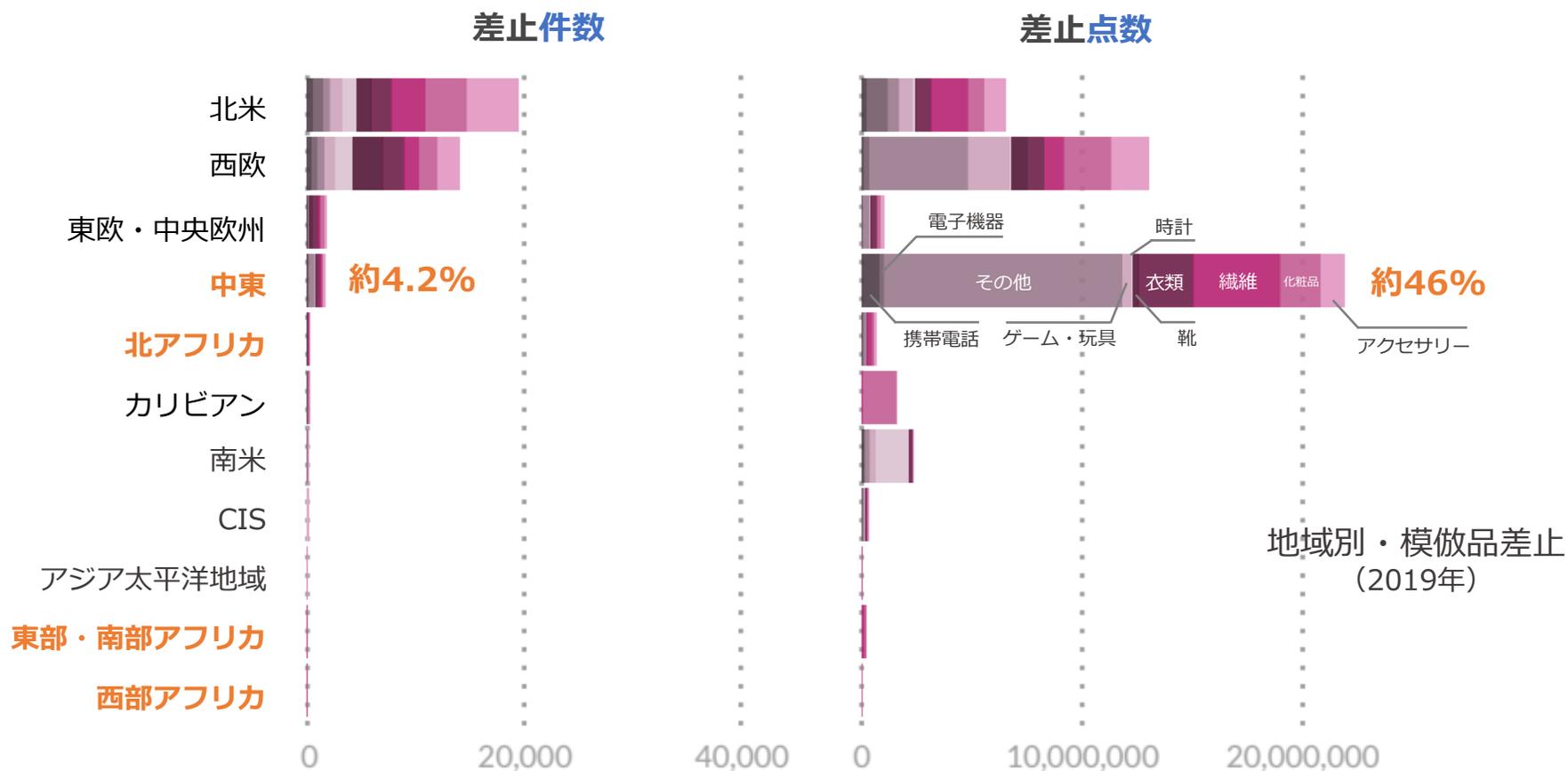
日本企業の模倣品の流通ルート

- 中東への模倣品は中国ルートが主で、さらにアフリカ地域にも流れていく。



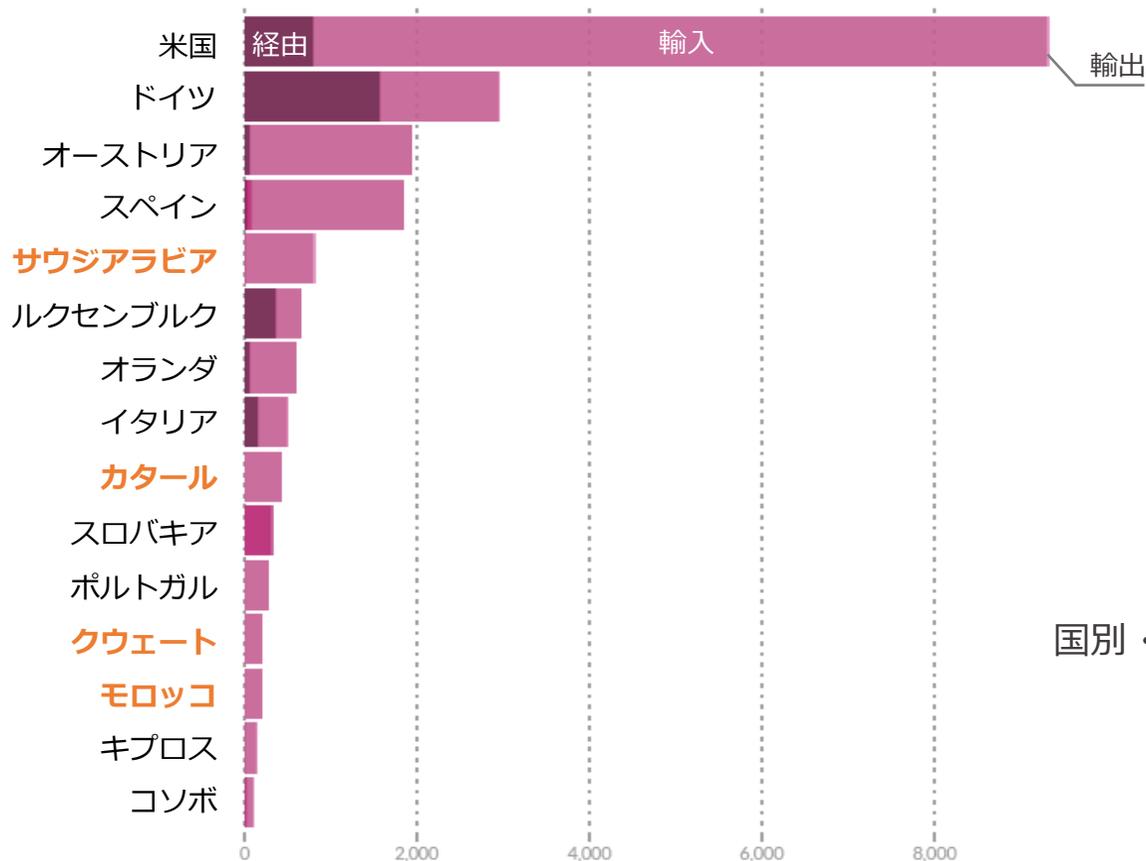
中東・アフリカの模倣品の税関差止め状況 – 地域別

- 中東は、物流のハブであるドバイの影響で、1件当たりの差し止め点数が多い大口の傾向。
- アフリカで差止めが少ないのは、模倣品が少ないのではなく、水際での取締りが十分ではない可能性。



中東・アフリカの模倣品の税関差止め状況 – 国別

- 差止件数は上位15カ国のうち、4カ国が中東地域の国（サウジアラビア、カタール、クウェート、モロッコ）。
- ドバイを擁するUAEは、差止件数自体が少ないため、ランク外。

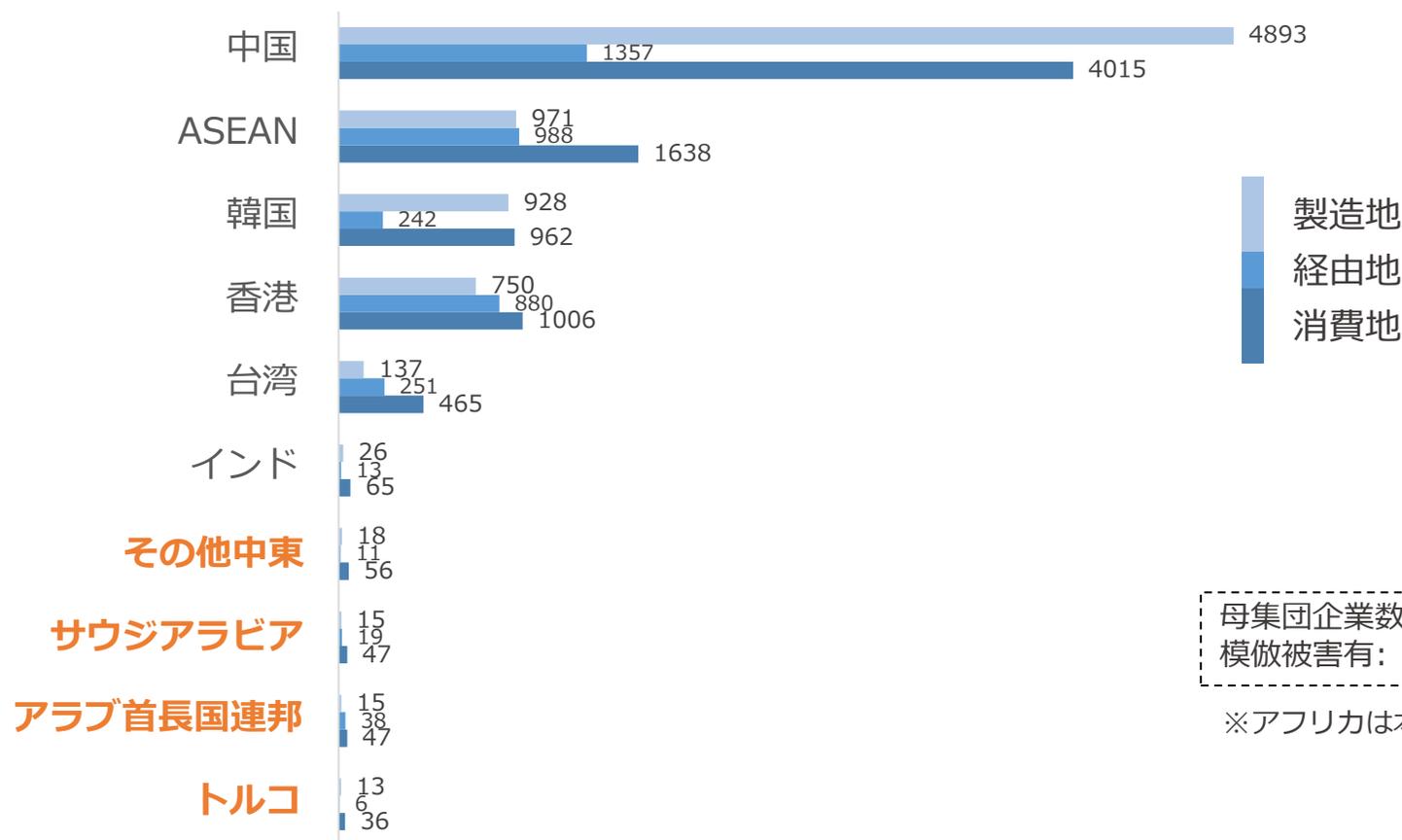


国別・模倣品差止件数
(2019年)

日本企業の海外での模倣品被害把握状況

- 製造地、経由地、消費地ともに中国での被害が最も多く、データ上は中東での被害は相対的に小さい。
- 日本企業は中東・アフリカ地域での模倣品被害状況を把握できていない可能性もある。

海外で模倣被害を受けた日本企業による事例の把握状況（2019年）



UAEの模倣品取り締まり

- 権利行使は、各首長国単位。フリーゾーンでの取締りは本土に比べて困難。

	本土	フリーゾーン (FZ)
税関	○	○ 輸出入 (取締権限あり・実務上は取締困難)
経済観光局 (DET)	○	△ 権限を付与されたFZのみ取締り可 ドバイ・ドラゴンマート アジュマン・チャイナモール (ジェベルアリ フリーゾーンは対象外)
警察	○	○



商標等登録制度

・税関

- 5 首長国
ドバイ、アブダビ、シャルジャ、アジュマン、ラスアルハイマ
- × 2 首長国
フジャイラ、ウナムアルカイワイン

・経済観光局 (DET)

- 1 首長国のみ
ドバイ



ジェベルアリ フリーゾーン

- ・域内最大のフリーゾーン
- ・入居企業約6,400社が販売拠点、在庫拠点として進出
- ・日系企業はメーカーを中心に140事業所以上
- ・なお、UAE全体で約40のフリーゾーンが存在

写真：UAE連邦競争力・統計局「Policy in Action」(2017年)

JETROヒアリング・JETROドバイ中東ニュースレター Vol.66(2021年10月)

調査研究「アラブ首長国連邦における商標権行使および商標権侵害取締り」(2018年3月)

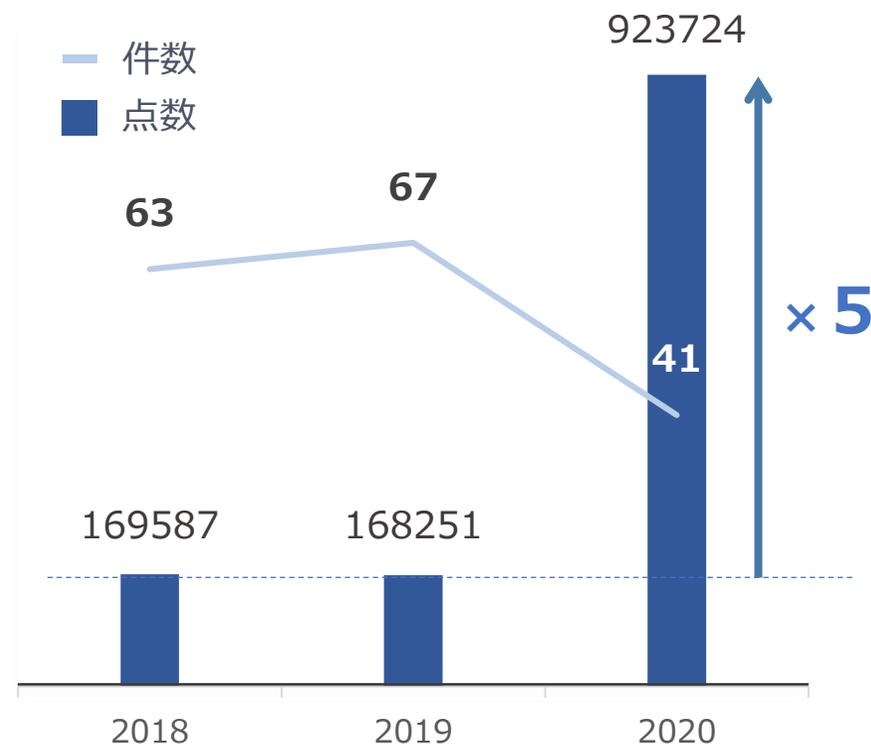
UAE税関による模倣品取締りの取組みと実績

- UAE税関は、様々な模倣品対策の取組みを実施し、知的財産を重視する姿勢を強調。
- 差止点数は前年比5倍で、大口の傾向(2万点/件)。小口化する日本(40点/件)と対照的。

UAE税関の取組み（2020年）

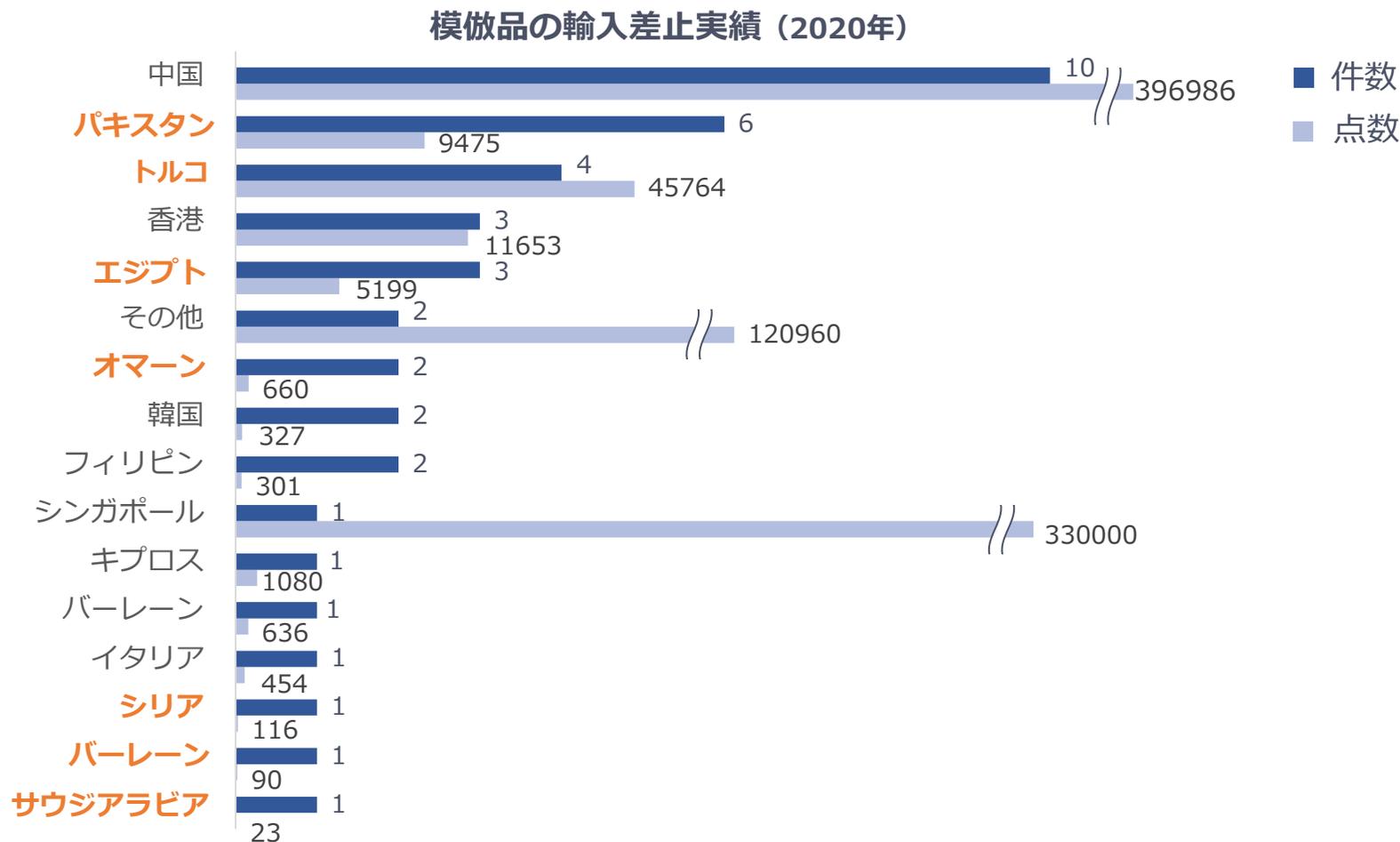
- 連邦税関当局（FCA）の支援・監督のもと、**各首長国税関、政府、民間機関が連携**
- **UAEのフリーゾーンを通じて輸出入される商品を監督する権利を保有し、WCOとも緊密に協力**
- すべての押収品を破棄（約98%がリサイクル）
- 手続きに関する情報をFCAと税関当局のウェブサイトで公開
- IPR関連イベント開催（44件以上）
 - 11月 第9回EIPAカンファレンス
 - 12月 WCOフリーゾーン会議
- 知的財産権に関する研修（124回以上）

模倣品の輸入差止実績



UAE税関による模倣品の差止実績 – 仕出地域別

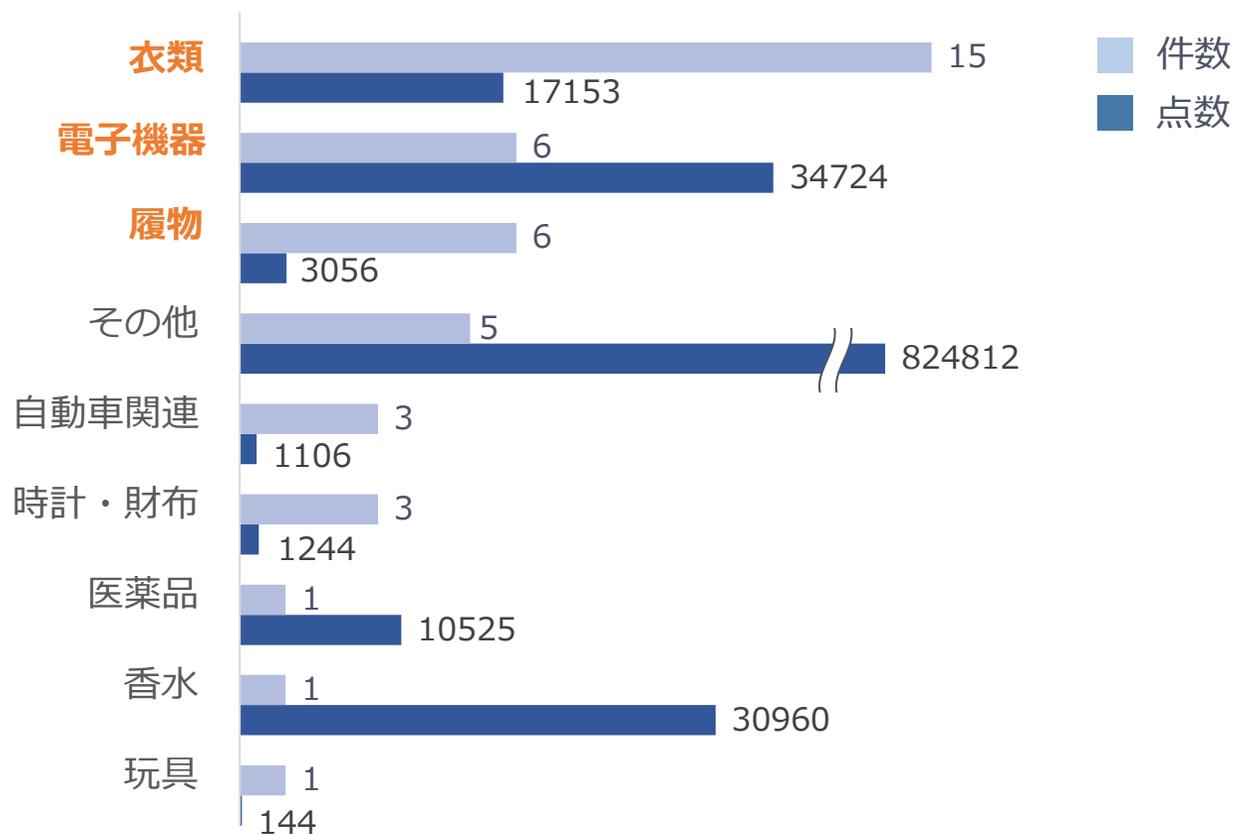
- 中国から流れてくる模倣品が最も多い。なお、2019年はフィリピンがトップ。
- 大口の貨物にターゲットを絞っている。



UAE税関による模倣品輸入差止の実績 – 商品別 –

- 件数ベースでは衣類が最も多く、電子機器、履物が続く。
- 点数ベースでは、その他を除くと電子機器が最も多い。

模倣品の輸入差止実績の内訳（2020年）



ドバイ税関による模倣品のリサイクル

- ドバイ税関のIPR部門は、模倣品リサイクルの取組みを推進している。

リサイクルした模倣品 – 113,000点 (バッグ、衣服、携帯電話、ヘッドホン、化粧品)
(2021年12月) 約2250万円相当 (750,000AED)



アフリカ諸国の税関での模倣品取締りの有効性

- 現地法律事務所によれば、アフリカで税関での模倣品取締りが有効とされる国は一部。

税関での対策が有効な国

- エジプト
- アルジェリア
- モロッコ
- ケニア
- コートジボワール
- スーダン
- モーリシャス
- 南アフリカ



ケニアで輸入品の知的財産権の登録を義務化

- ケニアの模倣品対策機関（ACA: Anti-Counterfeit Authority）は、知的財産権登録（Recordation）を義務化する制度の運用を2023年1月1日に開始予定。

経緯

- **模倣品対策法の改正（2018年）**
新たな商標等登録制度の導入を規定。
- **規則の公布・施行（2021年7月23日）**
詳細や料金、様式を規定。
- **運用開始予定（2023年1月1日）**
運用開始日以降、輸入の際は要登録。
（2022年7月1日開始予定を半年延期）



オンライン登録

模倣品対策機関統合管理システム (AIMS)

<https://public.aims.aca.go.ke/home>

新たな登録制度のポイント

- 1. ACAへの商標の登録が義務化（法34B条1項）**
ケニアに輸入される商品に関連する商標はACAへの登録が義務化。知財庁の商標登録とは別制度。登録はオンライン。
- 2. ケニア国外での登録商標も対象（法34B条1項）**
ケニアで未登録でも国外での登録商標はACAに要登録。
- 3. 登録義務を負う者（登録規則2条・3条・4条）**
知的財産権の所有者。輸入者が登録者でない場合、権利者に関する情報やACAへの登録番号等を記載した様式を要提出。
- 4. 料金・有効期間（法34B条4項・6項, 登録規則の付属表2）**
最初の区分は、90ドル。2区分目以降は10ドル。有効期間は、登録申請の承認日から1年間。毎年更新が必要。
- 5. 罰則（罰金・懲役）（法34B条6項・32条(j)(k)）**
ACAに未登録の商標、商号又は著作権が付された商品や、ブランド名のない商品（原材料除く）の輸入は罰則の対象。
- 6. 商標以外の知的財産権も要登録（法34B条12項）**
商標以外の知的財産権についても適用されることが条文に明示。公式発表ではすべての登録は不要ながら範囲は不明確。

本日の内容

1. 中東・アフリカ地域の知財全体像

- 地図やデータで見る中東・アフリカ
- 日系企業から指摘される課題

2. 各地域の知財トピック

- 中東地域
- アフリカ地域
- 両地域の模倣品問題

3. 現地日系企業との活動・知財情報

中東知的財産研究会（中東IPG）

構成

- ・ 事務局 JETROドバイ（2016年2月24日設立）
- ・ 中東に拠点を置く日系企業約30社が参加

入会申込み



主な活動内容

- ・ 定期会合 →
- ・ 中東アフリカの政府機関等との協力関係構築
（真贋判定セミナー・知財セミナー・意見交換）
- ・ 様々な知財団体との連携・協力
- ・ 中東の知財に関する重要課題の抽出・研究
- ・ IIPPF中東PJとの連携 →

2021年度 中東IPG（オンライン）

- ・ WIPO知財セミナー（2021.5.24）
- ・ 法律事務所セミナー（2021.9.15）
- ・ 模倣品対策情報交換
（中東: 2021.9.22, アフリカ: 2021.11.9）

2021年度 IIPPF中東PJ（オンライン）

- ・ アフリカ法律事務所模倣品対策セミナー（2021.10.19）
- ・ ケニア模倣品対策機関ACA意見交換会（2021.11.16）
- ・ UAE税関意見交換会（2022.1.26）

中東・アフリカ地域の知財情報

知財ニュースレター

中東・アフリカ地域それぞれ各年10回の発行（購読料無料）
重要なニュースは、別途発行（ビジネス短信など）

知財制度・模倣品関連の調査研究

年間2～4本を公開
直近の知財制度調査

- ・ モザンビーク、ガーナ（2020年）、ナイジェリア、パキスタン（2021年）
- ・ リープフロッグ型発展技術に関するアフリカにおける知的財産の動向調査（2022年）
- ・ 東アフリカにおける知的財産権侵害の現状に関する調査（ケニアおよびタンザニア）（2020年）
- ・ 西アフリカ地域における模倣品流通実態調査（2021年）
- ・ アフリカ9カ国の模倣防止対策（2022年）
- ・ アフリカのオンライン知財検索環境（アフリカ知的財産ニュースレター No.68（2021年12月））

（参考）中東・アフリカ地域の網羅的な制度調査

- ・ 「中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究」（2017年）
- ・ 「アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書」（2014年）

日本企業からの知財相談

中東・アフリカ地域の知財制度・運用について、契約する現地法律事務所と協力して回答
問い合わせ先: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO知財情報



中東



アフリカ

まとめ

中東地域

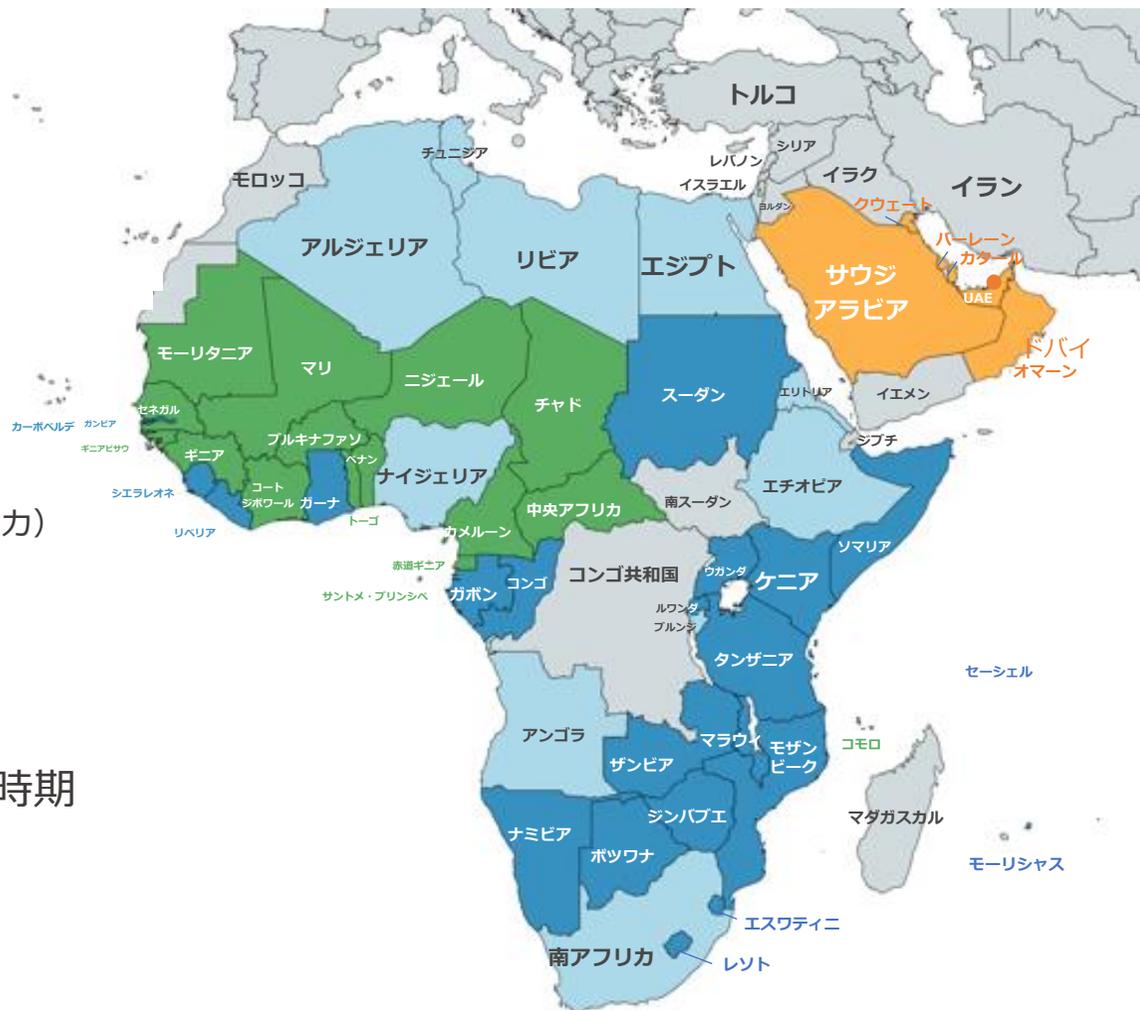
- ・ GCC特許庁の運用開始時期
- ・ UAEとサウジアラビアの知財環境強化

アフリカ地域

- ・ 条約国内担保法の問題 (マドプロ・ARIPO)
- ・ 特許実体審査導入の時期 (OAPI・南アフリカ)

模倣品対策

- ・ UAEドバイのフリーゾーンでの取締り
- ・ ケニアACA知財登録制度の運用と開始時期



- GCC特許庁 (湾岸協力会議特許庁)
- ARIPO (アフリカ広域的財産機関) 加盟国
- ARIPO オブザーバー
- OAPI (アフリカ知的所有権機関)

ありがとうございました。

JETROドバイ事務所 知的財産部

【免責事項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。